

はじめに

この「安全計画」は、放課後キッズクラブ(以下「キッズクラブ」という。)の運営にあたって、児童の安全を確保し、活動を行っていくために、必ず確認しなければならない項目についてまとめています。

児童が安心して過ごせる居場所を提供するためには、非常災害時だけではなく、通常の活動時におけるけがや病気、衛生管理や食物アレルギー対応等、より一層の体制強化が必要とされております。この安全計画の下、キッズクラブの活動内容や立地条件等も踏まえながら、運営主体・保護者・学校・地域の方々と連携を行い、左近山小学校放課後キッズクラブの安全管理・危機管理を行っていきます。

I 事故や災害への備え

1 日常の取組み

(1) 緊急体制の構築

- ・ 緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火事・ケガ(119 番通報)等)を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制を整えておきます。
- ・ 緊急時の連絡先(学校・警察・消防・救急病院・医院・区役所等)について、「緊急体制表」(参考例:P)を作成し、日ごろから目に付きやすい所に掲示しておきます。
- ・ 最寄りの医療機関の休診日・休診時間や救急指定病院等の情報を把握しておきます。

(2) 保護者の緊急連絡先の把握

- ・ 保護者の緊急連絡先については、入会の際に必ず確認します。また、緊急時に連絡のつく体制を整えます。

(3) 児童の安全確認

- ・ 来所・帰宅経路、キッズクラブ周辺の安全を点検するとともに、安全マップを作成します。
- ・ 活動時において、職員が児童の動きを把握し、必要な声かけを行うなどの事故防止等に向けた取組について、職員間の役割分担を構築しておきます。

(4) 救急薬品等の備え

- ・ 応急処置のできる程度の医薬品を用意しておき、活動前には点検をしておきます。

(5) 施設・設備の安全点検

- ・ クラブ等の設備等(備品、遊具等や防火設備、避難経路等)は定期的(月1回程度)に安全点検を行うとともに、点検結果について文書として記録します。そのうえで、改善すべき点があれば速やかに対応します。特に、児童の日常の遊びや生活に使用される設備等については、毎日点検し、必要な補修等を行います。
- ・ 専用ルームの設備の不具合については、設備修繕等相談票によりこども青少年局に対応を確認します。また、学校の設備に係る不具合を発見した場合には、速やかに学校へ報告します。

(6) 非常災害への備え

- ・ キッズクラブの災害時対応は、「学校の災害時対応」に準じます。この災害時対応を参考にして、学校と調整しながら各キッズクラブで独自の対応方法を決め、キッズクラブの防災マニュアルを作成します。また、児童の避難場所については、事前に学校、保護者の間で決めておきます。
- ・ キッズクラブ独自で災害時対応訓練の年間計画を作成し、避難訓練及び消火訓練をそれぞれ年に2回以上実施します。地域等で行われる訓練にも参加します。
- ・ 災害時対応については、常日頃から職員間で相互理解しておきます。また、キッズだよりや保護者会等で周知徹底し、保護者の理解と協力を得ます。
- ・ 地震により整理棚やロッカーなどが倒れないように、転倒防止対策をしておきます。
- ・ 水や食料等の備蓄は、業務を3日間継続できるよう、準備しておきます。

(7) 非常時に持ち出す備品・書類の確認

- ・ 防災用品のほか、児童名簿や緊急連絡先等の重要書類を、適切に管理しておきます。

(8) 児童への安全指導

- ・ 児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう取り組みます。
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けるようにします。

(9) 実践的な訓練の実施

- ・ 児童の安全確保のため、避難訓練を実施します。避難訓練は地震や火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行います。
- ・ 救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等)の実技講習を定期的に受け、クラブ内でも訓練を行います。※
- ・ 不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行います。
- ・ 本市が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練はクラブ等の運営に関係する全ての職員が受講するようにします。

(10) 再発防止の徹底

各クラブにおいて発生した事故やヒヤリ・ハットの事例については、職員間で要因の分析を行い、必要な対策を講じます。また、要因分析の結果や対策を踏まえて、適宜、安全点検を行う場所や安全計画の見直しを行います。

2 非常時の連絡

(1) 人命に関わる状況の場合

- ・ 救急への通報を優先します。その後、警察及び関係機関等への連絡を行います。

(2) 不審者発見の場合

- ・ 危険が感じられる場合は、警察へ通報します。
- ・ 不審者にかかる情報を保護者へ周知する場合には、学校へ相談します。

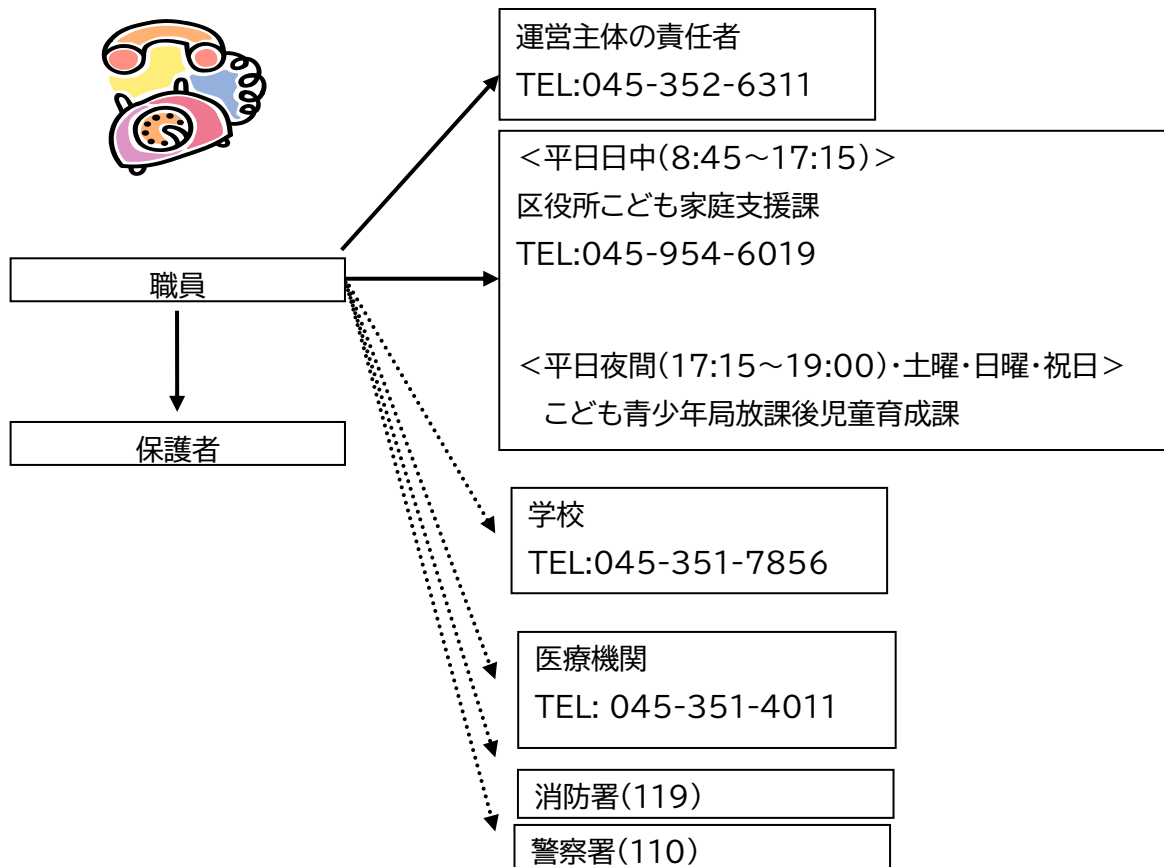
(3) 犯罪発生の場合

- ・ 児童の安全確保を優先し、警察に通報します。

連絡方法は5W1Hの原則に沿って行います！

What …… 何が起きているのか
Where …… どこで起きているのか
Who …… 誰に起きているのか、自分は誰なのか
When …… いつ起こったのか
Why …… なぜ発生したのか

【緊急体制表】



診療科	医療機関名	電話番号
内科	左近山中央診療所	045-351-4011
外科		
整形外科		
眼科	二俣川眼科	045-364-4113
耳鼻咽喉科	永田耳鼻咽喉科	045-361-1419
歯科	中谷歯科医院	045-351-0719

その他連絡先	電話番号
タクシー会社	045-360-1144
光化学スモッグ (光化学スモッグ情報) <URL> http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/realtime/index.html	050-5306-2687
NTT災害用伝言ダイヤル <URL> http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html	171

【情報収集先一覧】

	連絡先等	URL 等
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
防災情報	内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
	神奈川県 防災情報のページ	https://www.pref.kanagawa.jp/menu/1/4/index.html
	横浜市 防災情報のページ	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html
ライフライン	水道	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/dansui/dansui.html
	電力会社	https://teideninfo.tepco.co.jp/
	ガス会社	https://fmap.tokyo-gas.co.jp/

横浜市防災情報Eメールについて

横浜市防災情報Eメールでは、あらかじめ登録した方に横浜市内で発生している情報についてメールが配信されます。主な内容は、下記の表の通りです。

なお、防災情報サービスの新規登録については、下記メールアドレスへ空メールを送信して手続きができます。

<メールアドレス> bousai-yokohama@cousmail-entry.cous.jp

情報の種類	内容
緊急なお知らせ	災害時または災害の発生の恐れがある場合にお知らせ(災害の状況、避難所開設情報、避難指示等)
地震情報	地震があった場合に任意の震度設定に基づいた地震速報をお知らせ
気象特別警報・警報・注意報	気象特別警報・警報・注意報が発表された場合に任意の設定に基づきお知らせ
河川水位情報	登録区内の水位計が警戒水位を超えた場合にお知らせ 併せて、区内を流れる河川の上流域で警戒水位を超えた場合もお知らせ(登録できる区は、1つの区、2つの区、または全区域)
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報が発表された場合に任意の設定に基づきお知らせ
光化学スモッグ情報	光化学スモッグ情報が発表された場合にお知らせ
熱中症警戒アラート	熱中症指数が「運動は原則中止」に達することが予測されたときにお知らせ

災害用伝言ダイヤルについて

災害時には、安否確認、問合せの電話が急増し、電話がつながりにくい状況が続くことがあるため、「災害用伝言ダイヤル」を使って、伝言を録音したり、相手方の伝言を再生したりすることで状況の確認を行います。

伝言ダイヤルの使い方、使用が想定される場合、録音する内容などについて、保護者とも確認を行い、お互いに使えるようにしておいてください。

まず受話器をとり、局番なしで「171」をダイヤル



いずれも
市外局番からダイヤル

171

ガイダンス

録音※の場合 → ① (×××) ×××-××××
再生の場合 → ② (×××) ×××-××××

※10件を超えた場合、古いものから削除されます

災害用伝言ダイヤル(171)の体験可能日

- ・ 毎月1日・15日
- ・ 1月1日～1月3日
- ・ 防災週間(8月30日～9月5日)
- ・ 防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生		
①	171をダイヤル	171				
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、暗証番号を利用する録音は3、暗証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。				
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)		
		1	3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	2	4 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方のご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 0XX XXX XXXX				
伝言ダイヤルセンターに接続します。						
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX（暗証番号XXXX）の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)		1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押してください。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。	
		伝言の録音		伝言の再生		
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押してください。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)	
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] 電話をお切り下さい。				
⑤	終了	自動で終話します。				

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

Ⅱ 来所、帰宅時等の児童の安全確保

道路上における身体犯の被害件数全体は減少していますが、このうち被害者が13歳未満の子供である事犯に限定すると、ほぼ横ばいで推移しています。そして、こうした子どもの被害は、登下校時、特に15時から18時の下校時間帯に集中している傾向にあります(登下校防犯プランより)。

キッズクラブ事業においては、来所、帰宅時の児童の安全確保のため、警察、学校、区役所に加え、地域住民、保護者等の関係者と連携して、登下校時における防犯対策の推進に努めます。

1 保護者への周知・徹底

キッズクラブへの来所、帰宅時の事故を防ぐため、保護者に次のことをお願いします。

- (1)保護者と児童で、帰宅の経路や時刻等を十分に確認し合っておくこと
- (2)キッズクラブを欠席する場合は、必ず事前に連絡すること

また、キッズクラブからの帰宅の際には、安全面から一人で帰るのではなく、保護者のお迎えや集団での帰宅が可能かどうかについても話し合いを行います。

2 日常の取組

キッズクラブでは、日ごろから次のことに取り組みます。

(1)来所・帰宅経路に関する情報入手

- ア 学校や地域などから近辺の危険箇所や経路についての情報を入手します。
- イ 神奈川県警が配信している「ピーガルくん子ども安全メール」等を登録し、犯罪情報を入手します。
- ウ 入手した情報を把握し、それをもとに児童に安全指導をしておきます。
- エ 安全マップを作成します。

(2)児童が予定時刻に来所しない場合の対応方法

保護者等にすみやかにメールで確認します。また、日ごろから下校時間が変更となる日などの情報を学校から入手できるようにしておきます。

(3)児童への指導

- ア 来所・帰宅時はできるだけ複数で、明るく人通りの多い道を通行し、車の往来に注意するよう指導します。
- イ 知らない人の声かけや誘いに乗らないよう指導します。

不審者に遭遇したら・・・

- ・「大声を出す」、「防犯ブザーを鳴らす」などして近くの大人に伝えること
- ・「子ども110番の家」が近くにある場合はそちらに逃げる
- ・近くに誰もいなかったら、不審者から遠ざかる方向に逃げる
- ・安全な場所まで逃げたら近くの大人に事情を話し、協力を求める
- ・可能であれば、不審者の特徴(服装、車の色など)を記憶し、記録しておく

(4)関係機関との連携強化

来所・帰宅時の安全確保に万全を期すため、日ごろから学校、地域及び警察等との関係づくりや連携の強化を図ります。

令和3年度から、「地域の連携の場」として、「登下校防犯連絡会」が設置され、当該連絡会が対応するとともに、検討結果について、各学校の実情に応じて放課後児童健全育成事業所を含む関係者に伝達されることとなっています。各事業所におかれましては、情報提供があった際は職員のほか、児童、保護者にも共有し、日々の活動における安全管理に役立てるようにします。

3 緊急時の対応

(1)学校や区役所等から緊急事態発生(事件・事故など)の連絡があった場合には、児童の来所や帰宅の経路を確認し、必要に応じて職員がお迎え(来所前の場合)又は保護者にお迎えの連絡(帰宅前)を行います。

(2)児童が外で活動している場合には、職員が児童を集めてキッズクラブに戻り、しばらくキッズクラブ内に児童を留めておきます。

(3)緊急事態が解除されるまでは、帰宅の際は必ず保護者のお迎えをキッズクラブ内で待ちます。

(4)事態が解除された後は、必要に応じて、保護者・学校・区こども家庭支援課等へ報告します。

(5)緊急事態に伴い活動を中止する場合

緊急事態に関する情報を保護者へ周知する場合には、学校へ相談します。

子どもの安全を確保するうえで、活動を継続することが難しい場合は、学校や運営法人とも相談のうえで判断し、区こども家庭支援課へ連絡します。

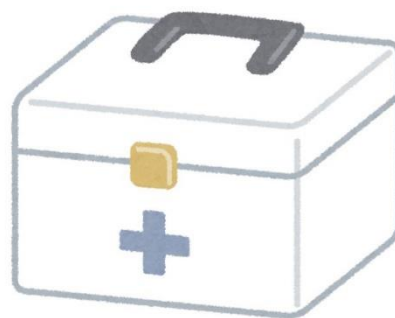
その場合の帰宅の際には、保護者のお迎えとするか集団帰宅させるなど、安全に配慮します。

また、保護者のお迎えが必要な場合は、保護者と連絡を取ったうえで迎えに来てもらいますが、連絡がつかない場合は、児童をキッズクラブで待機させます。

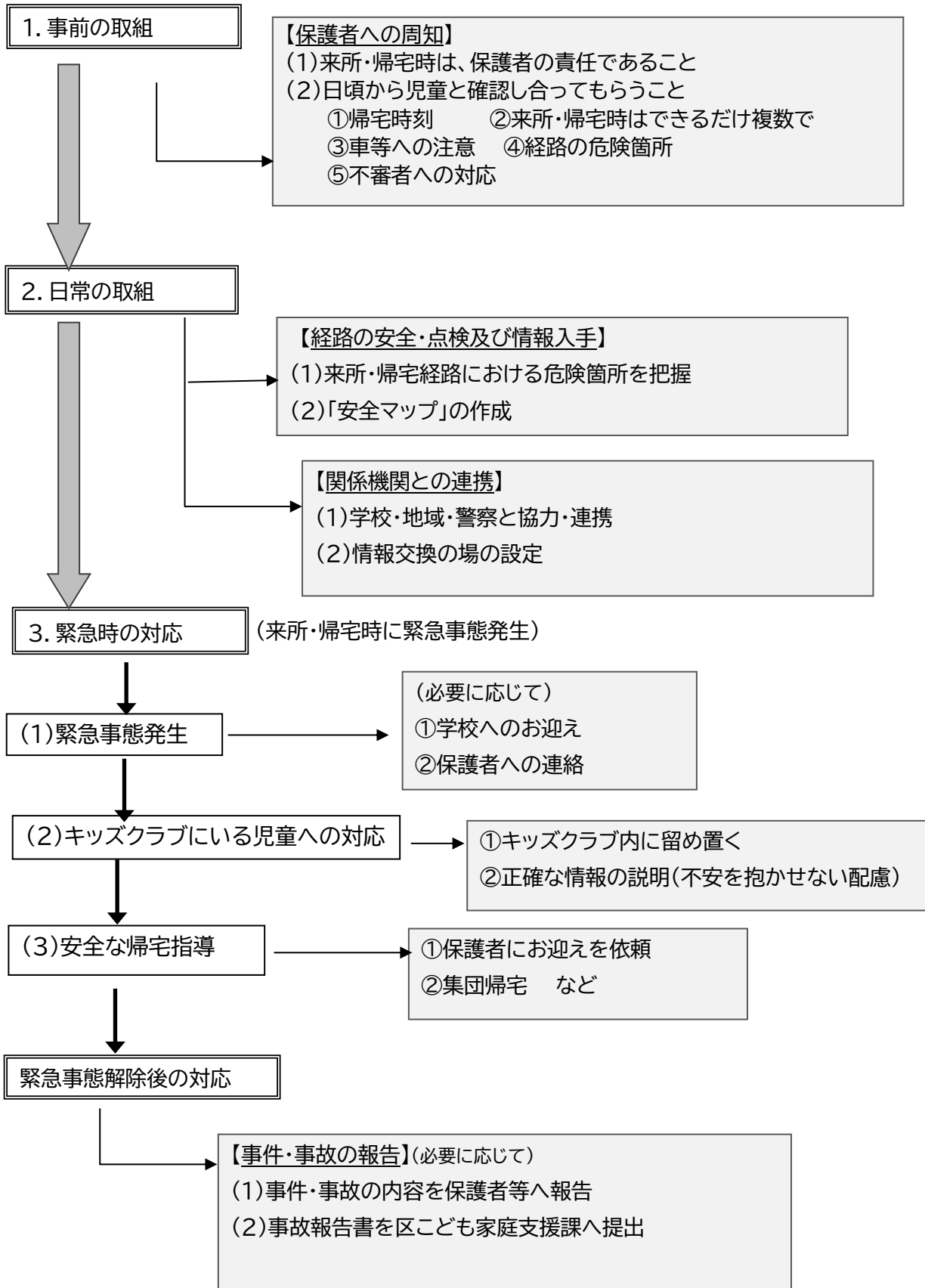
<例>・大規模災害が発生し、帰宅困難が見込まれる場合

キッズクラブの被害状況によっては、学校で待機となります。

- ・学校周辺で犯罪が発生し、犯人が捕まっていない場合
- ・学校周辺で不審者が出没しているとの情報が入った場合
- ・犯罪及び事故により、子どもに被害がでた場合



4 来所・帰宅時の児童の安全確保についての対応フローチャート



Ⅲ 不審者侵入への対策と対応

正当な理由無くキッズクラブ内や学校敷地に入り込む、又は入り込もうとしている者(=不審者)から児童の安全を守るためには日ごろからその対策に努めることが必要ですが、不審者の侵入にはさまざまなケースが考えられ、対応方法もケース・バイ・ケースであることから、ここでは「学校の防犯マニュアル」(令和元年度12月改訂、横浜市教育委員会事務局)を参考にしながら、基本的事項と配慮すべきポイントを示します。

1 不審者の侵入防止

(1) 日常の取組

ア 日常の点検

(ア) 来所児童の把握、活動場所を確認します。

(イ) 活動場所の施錠・解錠箇所を確認します。

(ウ) 防犯用具の整備と使用訓練をします。(防犯ブザー、トランシーバー、携帯電話など)

イ 不審者が侵入した場合を想定した児童への指導

児童に対し、不審者が侵入した場合の対処方法について、指導や注意喚起をします。

ウ 職員の訓練

様々な場面を想定したうえで、どのように他の職員と連携が取れるかを検討し、職員で共通の認識を持つことが必要です。

なお、訓練を実施する際は、事前に学校に連絡する等、関係者に対して訓練であることを明確にするとともに、児童生徒に無用な恐怖を与えるようなことのないよう、配慮してください。

エ 隣近所等へのあいさつや声かけの励行

(2) キッズクラブ内外の巡回

活動中は職員を適切に配置するとともに、巡回を徹底し、不審者等の早期発見、児童のけが防止に努めます(特に、目の届かない場所での遊びは制限します)。

(3) 保護者、地域及び関係機関との連携

ア 児童の安全確保のために学校、区役所、保護者、地域、警察等の関係機関と連携を図り、日常的に意見・情報交換をしておきます。

イ 保護者への連絡や帰宅方法について、「保護者会」や「キッズニュース」等を通じて協力依頼や周知徹底を図ります。

ウ 職員間で緊急時の連絡先(学校・警察・消防・救急病院・医院・区役所)の確認と連絡の方法を周知徹底しておきます。

エ 地域の不審者情報の入手経路と入手後の対応について、警察等と調整を図っておきます。

2 不審者が侵入したときの対応

(1) 基本的事項

ア 児童の安全確保を最優先する

児童が危機にさらされている場合は、その危機から脱出させることを第一に考えます。

また、児童の安全確保のために、そのままの場所にとどめるほうが良いのか、別の場所に避難すべきか、判断し、即応します。

イ 職員の安全を守る

児童の安全確保に加え、職員自身の身の安全を確保します。

ここで特に重要となることは、一人で対応するのではなく、複数の職員で対応することです。

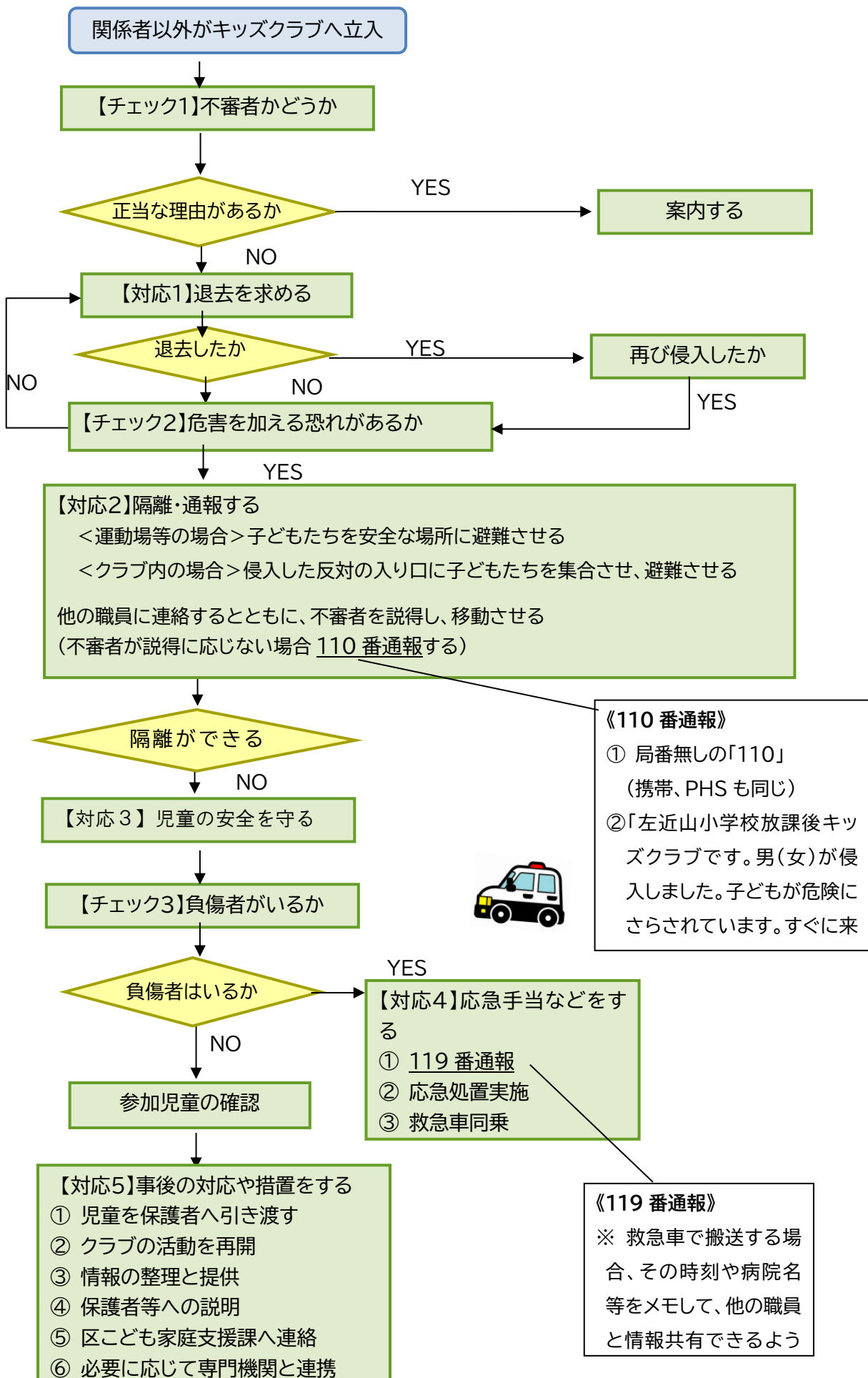
ウ 一刻も早く警察に連絡する。

不審者の身柄の拘束は警察に委ねます。少しでも危険が想定される場合は、一刻も早く警察(消防)に連絡します。

結果的に、通報するまでもないような案件であったという場合もありますが、それを心配して通報が遅れるということがないようにしてください(空振りであってもかまいません)。

また、危機的な混乱した状況の中では、警察や消防に連絡したのかどうか不明な場合もあり得ます。「たぶん連絡しただろう」ではなく、「重複してもかまわない」と心がけることが大切です。

(2) 不審者侵入対応フローチャート



【チェック1】不審者かどうか

不審者かどうかのポイントは、「受付」時の対応や「声かけ」した際の対応で判断します。声をかける前に不審を感じるような場合は、一人で対応せず、複数の職員で対応することとし、さらに、危険を感じるような場合にあっては、警察へ通報、学校にも連絡します。

【対応1】退去を求める

- ・不審者侵入時の職員の役割分担に従い、他の職員に連絡し、協力を求めます。その際、不審者に知られないようなサインや暗号を決めておくことが良いです(日ごろから、いくつかの状況を想定した訓練を実施しておきます)。
- ・言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得します。
その際、相手に寄りすぎないようにします。(最低1mから1.5mは離れること。)
- ・次のような場合は、不審者として、警察へ通報してください。
 - 受付や職員の声掛けを無視し、無理に立ち入ろうとする。
 - 退去の説得に応じようとしない。
 - 暴力的な言動をする。
- ・一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉めます。
- ・再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらくの間、対応した職員は、その場に残って様子を見守ります。
- ・学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供のため、警察や学校、区子ども家庭支援課に報告します。

【チェック2】危害を加える恐れはないか

ア 不審者の所持品

- ・凶器を所持していたら、直ちに警察へ通報してください。
- ・不審者が興奮しないよう、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- ・凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。

イ 不審者の言動

- 次のような言動がないか注意してください。
 - 暴力を行使しようとする。
 - 静止を聞かず興奮状態である。
 - 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言ったりしている。

【対応2】隔離・通報する

- ・児童の活動スペースに立ち入らないよう、空き教室等を見つけ、不審者を隔離します。
- ・不審者を先に奥に案内し、対応者は身を守るため後から入り口近くに位置し、扉は開放しておきます。
- ・対応は複数の職員で行います。また、警察への通報が必要な場合を踏まえ、通報する際のサインを職員間で決めておきます。
 - ・暴力行為抑止と退去の説得をします。
 - ・警察、学校に通報するとともに、職員に周知します。
 - ・不審者を隔離し、対応している際に、大声で周知する等は、児童に不安感を与えたり、不審者を刺激したりする恐れがあるため、現在対応中であることを知らせる合言葉等を職員間で決めておきます(例:「空き教室にて特別来客を対応中です」=「不審者を隔離し、対応中」の意)。また、そうした取り決めは、各キッズクラブで作成する防災マニュアル等に記載するなどし、職員間で徹底します。

【対応3】児童の安全を守る

ア 防御(暴力の抑止と被害の防止)

児童から注意をそらさせ、不審者を児童に近づけないようにすることで、被害を防止しながら、警察の到着を待ちます。また、侵入した反対の入り口に子ども達を集合させ、避難します。

- ・応援を求める。 ○大きな声を出す。
- ・身近なもので不審者との距離を取り、移動を阻止する。 ○机・イス・さすまた※ 等
※「さすまた」などの防犯器具については、真にやむを得ない場合を除き、あくまで児童を不審者から遠ざけるための不審者のけん制や、自らの身を守るという目的での使用を心がけます。職員は、警察が駆けつけるまでの間、いかにしのぐかが重要です。

イ 児童を掌握し、安全を守る

- ・あらかじめ分担した者が担当場所で児童を掌握し、安全を守ります。
- ・児童の安全を確保し、他の役割に移行する場合は、近くの職員に掌握・誘導を依頼します。
- ・全職員及び学校に緊急連絡を行います。

ウ 避難の誘導をする

- ・専用ルーム等への侵入可能性が低いなど、緊急性が低い場合は、すぐ避難できるように、児童を専用ルーム等で待機させます。
- ・専用ルーム等への侵入の恐れがある場合には、児童と不審者の間に職員が入り、両者を引き離し、児童を職員室など大人の居る場所に避難させます。
- ・避難の指示がある場合はそれに従います。専用ルーム等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童が避難できるよう訓練しておきます。

【チェック3】負傷者がいるか

ア 負傷者がいるかどうか把握する

- ・職員は担当する活動場所に負傷者がいないか確認します。
- ・全員を集合させ、各活動場所の職員から負傷者がいないか報告を受けます。
- ・児童が学校外へ飛び出し、周辺の地域の民家などに避難していないか、職員が周辺を回るなどして確認します。

イ 情報を集約する

- ・事務室など、情報を集約する場所、担当者(情報統括)を決めておきます。
- ・安否確認の総括責任者を決めておき、確認を進めます。
- ・登下校や地域で犯罪被害にあったり、あいそうになったりしたときの情報収集方法について、学校、保護者、児童、地域、関係機関との連携の仕方を検討し、あらかじめ調整しておきます。

【対応4】応急手当などをする

- ・負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施、救急車の要請を行います。
- ・救急搬送する場合は、職員が付き添います。

【対応5】事後の対応や措置をする

- ・あらかじめ定められた役割分担に従い、事後の対応・措置を行います。
- ・情報を収集し、事件・事故の概要等について把握・整理し、学校及び区こども家庭支援課へ速やかに報告します。
- ・速やかに保護者等に連絡や説明を行います。その際、
 - 客観的な事実
 - 職員の取った対応
 - その際の児童の様子と、今後予想される児童の状況
 - キッズクラブ再開へ向けての対応
 - 保護者や地域への依頼等について、プライバシーの保護に配慮しながら伝え、保護者や地域からの質問や要望については傾聴に努めます。
- ・事件・事故後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておきます。
- ・問い合わせが殺到し、電話が使用できなくなることも予想されるので、携帯電話等の利用も考えます。
- ・侵入事件が発生し、不審者が保護・逮捕され、あるいは学校外に退去した場合でも、児童に不安や恐怖が残っている場合は、保護者にお迎えを依頼する等の対応を行います。

IV 災害時の対応

1 自然災害(地震・風水害共通)

(1)災害時に優先的に実施する業務

- (ア)生命維持のための業務(医療的配慮等)
- (イ)防寒・避暑対策
- (ウ)児童・職員の安全確保
- (エ)情報収集・共有・連絡調整


(2)リスク等の確認

確認事項	具体的に記入
①立地条件 (ハザードマップ等を確認)	<p><地震></p> <ul style="list-style-type: none"> ・元禄型関東地震 被害想定 震度6強 液状化の可能性高い ・南海トラフ地震 被害想定 震度5弱 液状化の可能性あり <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内
②避難場所・避難経路	避難場所までの移動距離及び移動手段は、周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により、避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設 3 階へ移動する。
③避難誘導方法 (障害児・外国につながる児童への誘導方法を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害・知的障害・発達障害のある児童については、通常と異なる状況にパニックになる場合があるため、避難行動が困難になる可能性があることから、事前に十分な説明を行い、避難訓練を通して避難行動に慣れておく。 ・外国につながる児童に対しては、口頭の呼びかけで避難の必要性が伝わらない状況が想定されるため、避難訓練を通して避難行動に慣れておく。
④ライフラインの対応策 (停電・断水・ガス停止時の対応)	<p><電気></p> <p>照明はランタン等に対応、空調はカイロ(冬季)冷却用グッズ(夏季)に対応する。カセットコンロ等を活用する。</p> <p><水道></p> <p>備蓄の飲料水を使用する。給水拠点等で給水を受ける。</p>
⑤備蓄品 (水・食料品・医療品等)	<p>優先業務を最低3日間継続できるよう備蓄する。</p> <p><水・食料品></p> <p>消費期限を定期的に確認し、アレルギーをもつ児童に対応可能なものを備蓄する。</p> <p><医療品></p> <p>救急手当に使用する備品、常備薬、アルコール除菌、マスク</p>
確認事項	具体的に記入
⑥非常用持ち出し品・重要書類	<p><避難時に持出すもの></p> <p>水、食料品、マスク、ウェットティッシュ、ビニール袋など清潔品、タオルなど日用品、生理用品等衛生用品、軍手、懐中電灯、乾電池、救急用品、情報確認手段(携帯充電器や手回し充電式ラジオ等)</p> <p><その他></p> <p>精神・知的・発達障害を持つ子どもが安心できる物</p> <p><風水害の場合></p> <p>重要書類及び機器等</p>

2 地震

(1)大規模地震への備え

【地震発生時の職員の安全指導】

活動中(専用ルーム又は兼用ルームにいる場合)	
発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒がない ○ あわてて外に飛び出さない ○ 職員の指示を静かに最後まで聞く ○ 窓や窓際から離れる ○ 頭部を守る ○ 火気は、すぐに消火できる場合はすばやく処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火する
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静かに迅速に整列する ○ 4つの約束を守り、すばやく行動する ○ おさない ○ かけない ○ しゃべらない ○ もどらない <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;"> <p>「お・か・し・も」の約束</p> </div> <p>※ 津波避難等、災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 決められた場所に整列して集合する ○ 落ち着いて待機する(※津波避難等直ちに移動する場合もある。) 
職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ どのような行動をするのか大声で明確に指示すること。また、心の安定を図るため、冷静に対応するよう、声かけを行う <p>【指示例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫、あわてるな」 ・「外に出るな」 ・「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」 ・「静かにして、落ち着いて」 ・「頭を下げてじっとするように」 ・「揺れがおさまるまで頭を出すな」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせること。頭部を反対方向に向かせる ○ 揺れが収まったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する ○ ストープ等の火気使用中の場合は、児童をストーブから離れさせ、消火する ○ 児童が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する
活動中(体育館又は校庭にいる場合)	
発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒がない ○ 屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいるときは建物等からすばやく離れ、中央部に集合し、身を低くする ○ 職員の指示を静かに最後まで聞く ○ 揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしない
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒いだり、走りまわったり、押し合ったりしないで、すばやく行動する ○ 職員が近くにいない場合は、落ち着いてその場所で職員が来るまで待機する
職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大声で、指示の徹底を図る ○ 窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れがおさまるまで身を低くさせる ○ 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する

キッズクラブに来るとき、帰るときの行動

- キッズクラブに来る途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難すること。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難すること
特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し、職員の指示に従う
- キッズクラブから帰る途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難すること。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難すること
特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する
- 交通機関を利用している児童は、交通機関関係者の指示に従う

地震発生時の安全な行動(学校外での活動の場合)

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にのせ、すばやくその場所から離れる
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、すばやく離れる
- 海岸や川の河口付近にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する
- 山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する
- がけ下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる
- 建物が立て込んで狭い道路を通っているときは、できるだけ早く広い場所に避難する
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない
- 倒れた電柱、たれさがった電線に近づかない
- 橋の上は危険なので、すぐに離れる



(2)地震災害時の対応

統括職員を明確に定め、的確な判断と明確な指示のもとに、統一された行動を取るようにします。(統括員が不在時の場合に対応する職員についても明確にしておきます。)

ア 留意点

- (ア)冷静沈着に指揮をし、児童に不安を与えないようにする
- (イ)児童の安全を最優先する
- (ウ)職員の役割を明確にし、声を出しながら確認し、協力連携を密にする
- (エ)非常持ち出し袋を携帯する

【非常持ち出し袋に入れるもの】

緊急時引取り人名簿、関係機関連絡先、救急用品 等

イ 時間帯別の対応

(ア)時間帯別の基本行動(例:震度5強以上の地震の場合)

学校の対応 (「学校防災計画」参照)		放課後キッズクラブの対応
学校がある日	登校前	学校に災害対策本部を設置します。 地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	登校時	【教職員】 災害対策本部を設置。順次登校してきた児童に対応します。 【児童】 既に学校にいる児童は、教職員の指示に従います。通学途中の児童は、学校か自宅か近いほうに避難します。 地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。
	授業中	災害対策本部を設置します。 保護者への連絡、児童の留め置き等、必要な措置をとります。 地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。 キッズクラブ職員が既に学校に来ている場合には、学校に協力します。
	放課後	【勤務時間内】 災害対策本部を設置します。 【勤務時間外】 学校がない日に準じます。 教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。
所日 (キッズクラブ開 学校がない日)	教職員は、震度5強以上の地震が観測された場合には、学校に参集し、災害対策本部を設置します。	(1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
翌日	横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど、状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。	学校の対応に準じます。

(イ)時間帯別の具体的な行動

i 放課後キッズクラブ活動中(教職員が在校している場合)

一斉下校時間までは、教職員が学校にいるため、基本的には学校の指示に従って児童の安全を確保するようにします。

なお、学校との間では、「避難場所」「キッズクラブ職員の役割」「保護者への連絡方法」「保護者への児童引渡し」について相談し、対応します。

安全確保	職員	○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する (児童には頭部を守るように指示)
	児童	○あわてて外に飛び出さない。 ○落下物等を避けるため、窓や壁際から離れる ○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る ○体育館では、できるだけ中央に避難すること(ただし、天井等の状況による) ○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、中央に避難する
避難誘導	職員	○児童の状況(負傷者はいないか等)を把握し、人数確認を正確に行う ○発火を防止するため、ガスの元栓、電気のコントラクト等を全て抜く ○避難用の出口を確保すること ○非常持ち出し袋を携帯し、必要に応じ、体育館等あらかじめ学校と調整している場所へ避難する ○避難の際には、頭部を保護するよう指示する ○避難の際に支援や配慮を要する児童への対応に充分配慮する ○学校と調整している場所へ避難したら、学校の指示に従い、協力して児童の安全確保に努める
	児童	○避難の際は、頭部を守り、上履きを履いて行動する ○避難の途中で教室に戻ったり、集団から離れたりしない ○ガラスの破片で怪我をしないように注意する ○キッズクラブ職員の指示を良く聞き、勝手な行動をしない
留め置き・引渡し	職員	○学校において預かり(留め置き)していることについて、学校から保護者に連絡してもらい、学校において保護者への引渡しを行う ○保護者と連絡が取れない場合等、引渡し困難な児童については学校で留め置く ○自宅、学校の避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者ととも児童生徒等を学校で保護する ※大規模地震ではない場合でも、交通機関の運行停止や停電等の場合には、児童の留め留め置き・引渡しを行う



ii 放課後キッズクラブ活動中(教職員が不在の場合)

土曜日など教職員の勤務時間外は、先生が学校にいないことが想定されるため、学校・保護者との取り決めを行なったうえで、児童の安全を確保するようにします。

安全確保	職員	○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示す (児童には頭部を守るように指示)
	児童	○あわてて外に飛び出さない。落下物等を避けるため、窓や壁際から離れる ○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る ○体育館では、できるだけ中央に避難する(ただし、天井等の状況による) ○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、中央に避難する
避難誘導	職員	○児童の状況(負傷者はいないか等)を把握し、人数確認を正確に行う ○発火を防止するため、ガスの元栓、電気コンセント等を全て抜く ○避難用の出口を確保す。 ○非常持ち出し袋を携帯し、必要に応じ、体育館等あらかじめ学校と調整している場所へ避難する ○避難の際には、頭部を保護するよう指示する ○避難の際に支援や配慮を要する児童への対応に充分配慮する ○学校と調整している場所へ避難したら、学校の指示に従い、協力して児童の安全確保に努める ○校長、副校長など、学校と取り決めている連絡先に、児童の状況を連絡する
	児童	○避難の際は、頭部を守り、上履きを履いて行動する ○避難の途中で教室に戻ったり、集団から離れたりしない ○ガラスの破片で怪我をしないように注意する ○キッズクラブ職員の指示を良く聞き、勝手な行動をしない
留め置き・引渡し	職員	○キッズクラブで預かり(留め置き)している児童については、キッズクラブから保護者に連絡する ○保護者と連絡が取れない場合等、引渡し困難な児童については学校で留め置く ○地震の発生時には、校長、副校長及び連絡調整者が学校に参集するため、来たことを確認した段階で、状況の報告を行い、指示に従う ※大規模地震ではない場合でも、交通機関の運行停止や停電等の場合には、児童の留め置き・引渡しを行う ※メールまたはラインが配信可能な状況の時は、メールまたはラインで避難場所などについて連絡する
	保護者	○キッズクラブからの連絡があった場所に迎えに行く ※メールまたはラインが配信不可能な状況の時は、ひとまずキッズクラブへ行き、状況を確認したのち、引渡しを受ける

iii 放課後キッズクラブに来るとき、帰るとき

① 放課後キッズクラブに来るとき(土曜日、学校休業日)

既にキッズクラブに来ている児童と、来る途中又は家にいる児童に分かれるため、放課後キッズクラブに来ている児童については「ii 放課後キッズクラブ活動中(教職員が不在の場合)」に準じて行動します。

来る途中の児童が放課後キッズクラブに到着したら、順次受け入れを行います。

家にいる場合には、放課後キッズクラブには来ません。

② 放課後キッズクラブに来るとき(平日)

既に放課後キッズクラブに来ている児童と、まだ教室にいる児童に分かれるため、放課後キッズクラブに来ている児童については、「i 放課後キッズクラブ活動中(教職員が在校している場合)」に準じて行動します。

③ 放課後キッズクラブから帰るとき(最終下校時刻「前」)

最終下校時刻前の場合、一度放課後キッズクラブから帰った児童も、再度放課後キッズクラブに戻ってくる可能性があります。

その場合、児童の把握を行い、保護者へ連絡します。

④ 放課後キッズクラブから帰るとき(最終下校時刻「後」)

最終下校時刻の時間を過ぎた場合、必ず保護者(又は代理の方)が迎えに来るため、迎えがあるまでは放課後キッズクラブで児童を待機させます。

なお、残っている児童については、できるだけ保護者に連絡を取り、迎えに来られる時間などを把握するようにします。



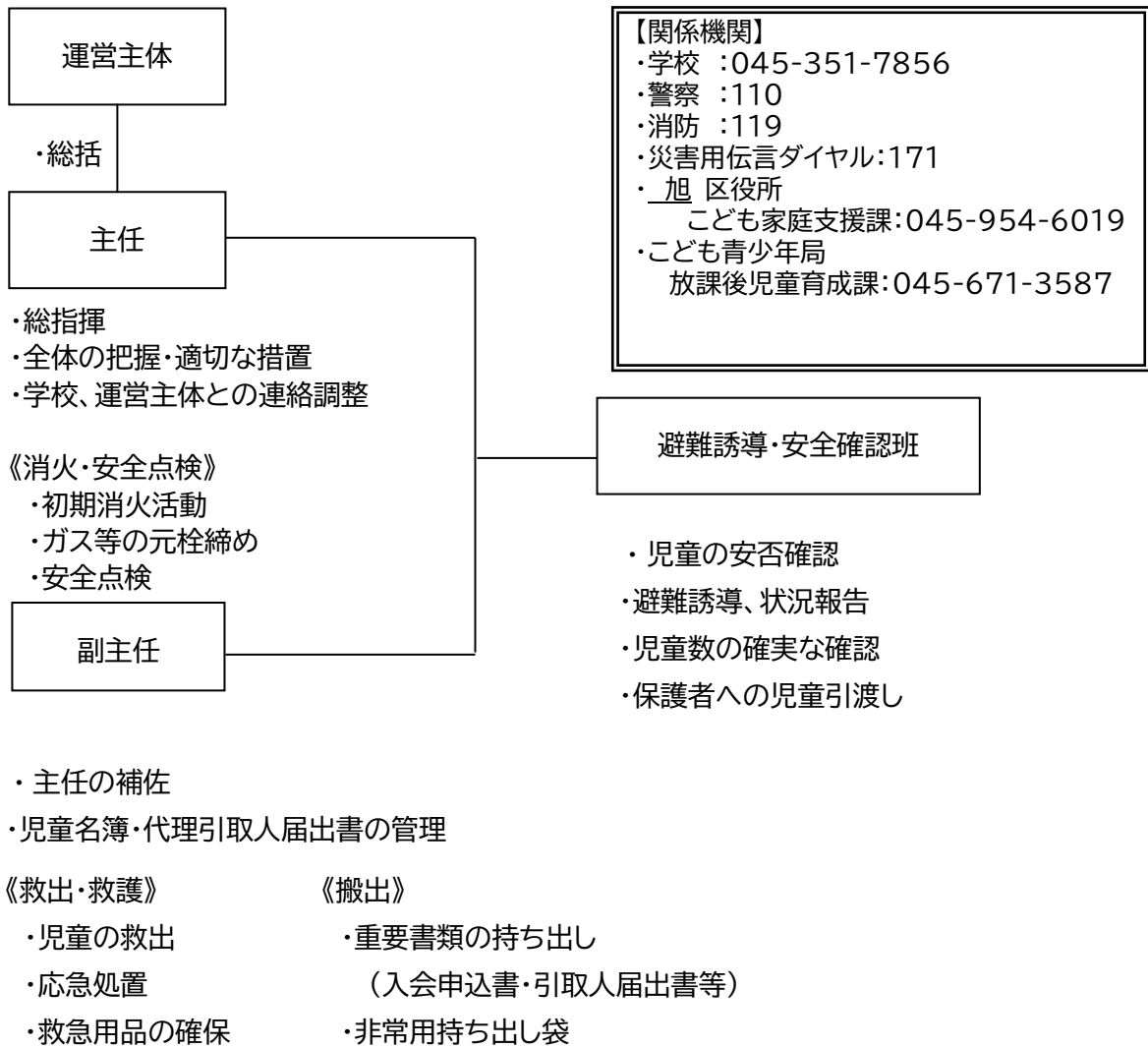
iv 発災から時間経過別の対応

地震が発生した場合は、業務継続のための対策を開始します。

時間経過	対応(具体的に記載)
発災当日	<ul style="list-style-type: none">・児童及び職員の安否確認の継続・優先する業務の実施・施設・設備の被害状況を把握(業務継続が可能であるか)・情報収集
発災後2～3日後	<ul style="list-style-type: none">・児童及び職員の安否確認の継続と問合せ対応・優先する業務の実施・職員の健康管理・情報収集
発災後2～3日以降	<ul style="list-style-type: none">・現場の片づけ・ライフライン(電気・ガス・水道・通信)の点検・復旧手配・備品等の買い足しの手配・情報収集

地震災害時の役割分担

■ クラブ活動中の役割分担



3 津波

地震発生時には二次災害として、津波の発生も予想されます。津波注意報、津波警報、避難指示等が発令された場合には、速やかに避難できるよう対応します。

(1) 津波への備え

ア 活動場所の高さの確認

津波から避難するためには、活動場所がどのくらいの高さであるか知っておくことが重要です。そのため、沿岸地域を中心に設置している津波からの避難に関するガイドラインなどにより、普段活動している場所の高さを確認しておきます。

【参考】

■津波避難対策について

<URL><https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/tsunami.html>

(横浜市トップページ>防災>救急防災>災害防災の地図津波避難対策について>津波避難対策について)

■わいわい防災マップ

<URL><http://www.city.yokohama.lg.jp/agreement.asp?dtp=6&npg=/index.asp>

(横浜市行政地図情報提供システム > わいわい防災マップ)

イ 避難場所の把握

高台や頑丈な建物の位置などを把握し、速やかに避難できるようあらかじめ学校と調整し、避難場所を決めておきます。

ウ 避難訓練

避難場所の確認後、避難経路の危険性や迂回路があるのか、実際に児童とともに歩いて確認します。また、その際キッズクラブから避難場所まで移動する時間を計測し、避難に要する時間を把握しておきます。

(2)津波発生時の対応

ア 情報収集

地震による大きな揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた場合は、児童の安全を確保したうえで、津波注意報、津波警報及び避難指示が発令していないかラジオ等により確認します。なお、津波警報等が発令されていない場合でも海拔が低いところや浸水が予想される場合には速やかに避難するようにします。

イ 避難誘導

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報等や避難指示の情報を得た場合は、直ちに避難することを判断し、①海拔5m以上の高台又は②鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難します。

4 火災

(1)火災への備え(防火管理者及び消防計画について)

キッズクラブは、防火管理者の選任、消防計画の作成及び消防署への届出を行っています(消防法第8条)。

ア 防火管理者とは

防火管理者とは、多数の人が利用する建物などの「火災による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務(防火管理業務)を計画的に行う責任者をいいます。

イ 消防計画の作成

キッズクラブについては、学校とは別個の独立した法人が運営をしているため、キッズクラブ独自の消防計画を作成する必要があります。

ウ 防火管理者及び消防計画の届出

防火管理者の選任及び消防計画の作成後、防火・防災管理者選任(解任)届出書、消防計画作成(変更)届出書及び消防計画を、所轄消防署の総務・予防課へ提出しています。

消防法(抜粋)

第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3~5(省略)

所轄消防署

旭消防署	951-0119	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12(旭区総合庁舎内)
------	----------	------------------------

(2)火災発生時の対応

ア 各キッズクラブの防火管理者を中心に、消防署へ届け出た消防計画をもとに対応を決めておきます。

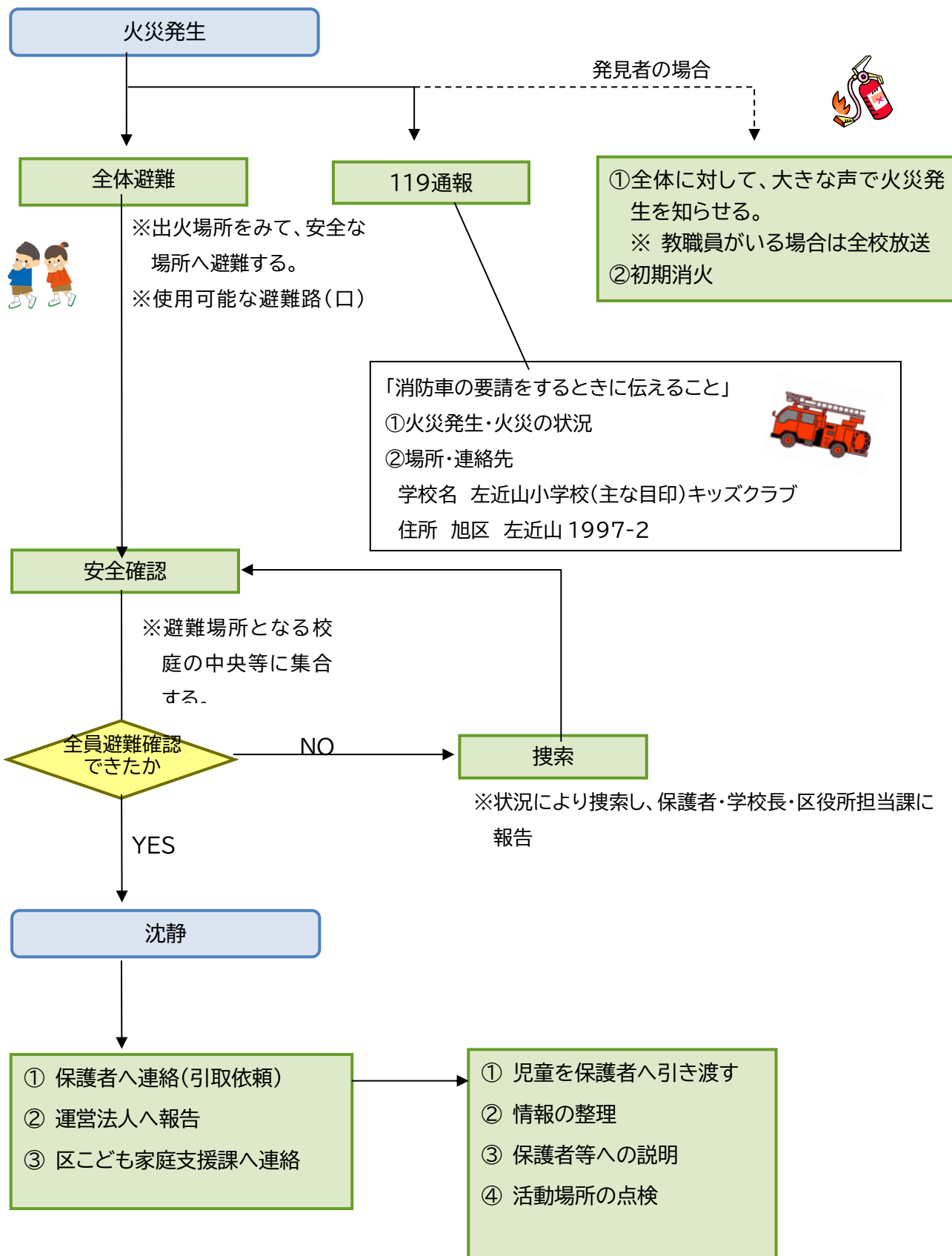
キッズクラブでの対応

	学校の対応例		放課後キッズクラブ
学校	(火災発生場所の例) ・給食室から出火 ・技術員室から出火 ・教室から出火	キッズ	(火災発生場所の例) ・各キッズクラブの活動場所
学校の ある 日	◆放送で火災合図のサイレンを鳴らします <u>放送での指示内容</u> 火災発生、 〇〇から出火 学級担任は、避難経路に沿って児童を速やかに校庭まで避難誘導してください。 <u>初期消火</u> 学級担任以外の職員は直ちに初期消火にあってください。	学校 の あ る 日 ・ 学 校 の な い 日	◆サイレン付メガフォンでサイレンを鳴らし、職員は避難指示をします。 <u>避難指示内容</u> 火災発生 〇〇から出火 職員は、利用児童を速やかに校庭まで誘導してください。 <u>火災発生連絡と初期消火</u> 出火場所を直ちに学校に連絡します。 手が空いた職員は初期消火にあたります。
	★119番通報 (火災発生場所・学校名・住所・けが人の有無等を告げます。)		★119番通報 (火災発生場所・学校名・キッズクラブ名・住所・けが人の有無等を告げます。) (学校休業日は、キッズクラブ職員が119番通報、関係機関への通報、初期消火等を行います。)
	◆放送で避難指示をします。 ・ハンカチで口をおさえます。 ・運動場の安全な場所に集合します。 ◆人数確認をします。(出席簿で確認)		◆メガフォンで避難指示をします。 ・ハンカチで口をおさえます。 ・運動場の安全な場所に集合します。 ◆人数の確認をします。 (利用児童名簿で日々の利用児童の確認を徹底しておきます。) ※児童名簿はすぐ持ち出せるようにしておきます。

※ キッズクラブの管理下以外の場所からの出火については、学校の対応となるため、出火を確認した際は速やかに学校へ通報します。

イ 火災発生時の対応例

キッズクラブ管理下内において出火の際は、発見者が全体に火災発生を伝え、速やかに消防署に連絡するとともに、以下の手順で迅速に対応します。



5 風水害(暴風、大雪、暴風雪警報及び降灰予報発表時・特別警報発表時)

(1)風水害への備え(避難確保計画の策定について)

「水防法」又は「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、「浸水想定区」、「土砂災害警戒区域」のいずれかに所在する要配慮者利用施設(キッズクラブ含む。)について、その名称及び所在地を横浜市防災計画に定めています。

また、同法により、これらの施設の所有者又は管理者は、「避難確保計画」を作成するとともに、洪水や土砂災害を想定した避難訓練の実施および報告が義務付けられています。当クラブは、「土砂災害警戒区域」に所在するため、別途、避難確保計画の作成とその計画に基づく訓練の実施と報告をしています。

(2)風水害時の対応

警報発表時の対応は以下です。

		学校の対応	放課後キッズクラブの対応
学校がある日	登校前	午前6時の段階で横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表継続中の場合は、児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時に休業」の措置を講じます。当日の給食は全市一斉に中止。	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、放課後キッズクラブは、児童の安全確保のため、全て閉所となります。※特別警報発表時または「避難情報」が発表された場合にも、閉所となります。
	登校後	登校後に、「警報」等が発表された場合は、各学校や地域の状況に応じて、校長が適切な措置を講じます。 【保護者等への周知】 各学校は、年度初めなど事前に、措置の内容や学校と家庭との連絡の方法など、各家庭に周知徹底する。また、風水害が予想される日の前日にも、再度周知徹底します。 なお、保護者に周知する内容については、キッズクラブ(主任)に連絡します。	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、帰宅の安全が確保されるまで児童は学校で留め置きとなります。キッズクラブは閉所となります。※特別警報発表時または「避難情報」が発表された場合にも、放課後キッズクラブは閉所となります。
	放課後	—	警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。※特別警報発表時または「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。
学校がない日	—	午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、放課後キッズクラブは、閉所となります。※特別警報発表時または「避難情報」が発表された場合にも、閉所となります。 登校後発表された場合は、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。	

※1 横浜市内とは神奈川全域又は神奈川県東部又は横浜・川崎を指します。

※2 「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。

上記以外の警報又は注意報が発表されたときにおいて、「緊急安全確保」「避難指示」「高齢者等避難」のいずれかが出た場合は、当該学校の対応に準拠してください。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

横浜市 防災情報ポータル URL: <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

(横浜市トップページ>防災>救急防災>災害>災害・いざというとき>防災情報>防災情報ポータル(避難指示の状況及び避難所の開設状況)(外部サイト))

ウ その他必要な取決め・周知等

(ア)保護者以外のお迎えの場合もあるので、事前に「児童代理引取人申出書」を提出してもらうことを周知します。

(イ)開所、中止の保護者への連絡方法

「学校がない日」「登校前」「登校後」「放課後」のそれぞれの場合で、誰が(学校、キッズクラブ)、どのような方法で(電話、メール、事前周知)連絡をするか決めておきます。

(ウ)授業が繰り上げになる場合の学校からキッズクラブへの連絡方法を決めておきます。

(エ)鉄道の計画運休が実施される場合、通勤に影響がでる可能性があるため、情報収集に努めます。交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えを保護者へ依頼します。

※児童引取人届出書の提出について

地震や警報発表時における児童の引渡しは、児童の安全を確保するため、あらかじめ届け出ている方以外にはお渡ししませんので、「児童引取人届出書」を提出してください。

気象警報発表状況の確認方法について

横浜市では、次のような方法で、市民向けに気象情報等の提供を行っています。確認したいときに、比較的容易に情報を得ることができます。

1 横浜市危機管理室ホームページ「横浜市域の災害情報・警報・注意報」

<URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html>

(横浜市トップページ>防災>救急防災>災害>災害・いざというとき>防災情報)

2 横浜市 防災情報ポータル

<URL><https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

3 横浜市「防災情報Eメール」配信

上記2「横浜市防災情報ポータル」の内容は、あらかじめメールアドレスを登録すれば、Eメールで受信することができます。配信される情報の種類は、任意に設定可能です。

登録を希望する場合は、下記URLの「横浜市防災情報Eメール」ホームページから手続きをしてください。

<URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/email/email.html>

(横浜市トップページ>防災・救急>防災・災害>災害・いざというとき>緊急・災害時の情報発信>横浜市防災情報Eメール)

【注意点】

(1)情報料は不要ですが、Eメール受信に関する通信料は受信者の負担となります。

(2)通信インフラの性質上、遅配や配信されない場合があります。

(3)携帯電話等で、メールの着信制限を設定している場合は、防災情報Eメールのアドレス

(bousai-yokohama@info.cous.jp)から着信できるように設定する必要があります。

6 Jアラートを通じた緊急情報への対応

(1) 平常時の対応

ア クラブ活動における体制、行動等の確認

- ・体制や職員の役割分担等を確認しておきます。
- ・Jアラート情報の種類や内閣官房ホームページにおいて周知されている避難行動等について確認しておきます。

<参考>

国民保護ポータルサイト:<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

- ・登下校時や校外活動時も含め、様々な状況において、Jアラートが発信された場合の児童の避難方法、避難場所等について確認し、職員間で共通理解を図っておきます。
- ・児童の安否確認方法や、保護者との連絡方法、夜間・休日の職員間の情報伝達方法について、点検・周知しておきます。

イ 児童・生徒への周知

Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の避難方法等について、児童に周知しておきます。

① 速やかな避難行動

Jアラートのメッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。

- ・屋外にいる場合:近くの建物の中か地下に避難。
(できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。)
- ・建物がいない場合:物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ・屋内にいる場合:窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

- ・屋外にいる場合:口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。
- ・屋内にいる場合:換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

② ミサイルの落下物を発見した場合

- ・決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

③ 登下校時等の留意事項

・登校前にJアラートが発信された場合は、自宅待機とする。早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達方法や安否確認の方法について、あらかじめ決めたいうえで、周知しておく。

・Jアラートの続報等で、ミサイルが上空通過・領海外に落下したことを確認した場合は、原則として登下校を再開する。

- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、行政からの指示に従って、落ち着いて行動する。

(2) Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合の対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。
Jアラート等により情報が伝達された場合には、学校の対応に準拠し、次のとおり対応します。

Jアラートの状況		活動中	登下校	校外活動時
神奈川県が対象地域の場合	第一報	発射情報 ・校舎内、体育館等への避難や建物内では窓から離れるなど、速やかな避難誘導を行う	・来所した又は帰宅していない児童を校舎内等へ速やかに避難誘導する ・安全が確認されるまでクラブ内に留め置く	・職員は、近くの建物等へ速やかに避難誘導する
	第二報以降	上空通過・領海外落下 ・情報確認後、活動を再開する ・校庭等でミサイルの落下物と思われる物を発見した場合は、決して近寄らず警察や消防へ通報する	・情報確認後、次のとおり対応する (来所時) 児童が来所したら活動を再開する (下校時) 下校を再開する。その際、ミサイルの落下物等には注意して帰宅するよう周知する	・職員は、情報確認後、校外活動を再開する。 ・ミサイルの落下物と思われる物を発見した場合は、決して近寄らず警察や消防へ通報する
	落下(領海を含む)	・Jアラート等の続報で落下地域を確認し、引き続き安全確保を行う ・行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する ・原則、児童をクラブで保護し安否情報を保護者に連絡する	・Jアラート等の続報で落下地域を確認し、クラブにいる児童の安全確保を行う ・登下校中の児童生徒については事前に定めた方法により安否確認を行う	・職員は、Jアラート等の続報で落下地域を確認し、引き続き安全確保を行う ・行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する ・安否情報を保護者へ速やかに連絡する

※ 上空を通過した場合は、通過情報と通過地域が、領海外に落下した場合は落下情報がJアラートにより伝達される。

※ 落下の場合は、続報として直ちに避難の呼びかけ、落下地域の情報、避難の継続又は解除などがJアラートにより伝達される。

(3) 閉所等の判断について

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所になることもあります。また、その場合は速やかに保護者に周知をします。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

V 衛生管理について

1 衛生管理の原則について

キッズクラブは、利用児童の使用する設備、食器等、食品及び飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければなりません。また、キッズクラブにおいて、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。

加えて、事業所には必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適切に行います。

日々の衛生管理活動を励行し、以下の「感染症対策のポイント」を基に、感染症等の発生時対応については速やかに情報共有をし、関係者間で防止対策を徹底します。

集団生活の場であることから、感染症や食中毒の予防には特に注意します。

「感染症対応」

- ◇ 感染症の発生や疑いのある児童の対応について、保護者に連絡をします
- ◇ 感染症の発生状況について情報を収集します
- ◇ 感染症の発生や疑いがある場合に、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制を整えます
- ◇ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用しないようにします

「衛生管理」

- ◆ 室内を清潔に保ちます
空気の入替えやこまめな掃除、季節によっては害虫対策をする
- ◆ 手洗いやうがいをします
子どもだけでなく、職員も行う
感染症の流行時には、マスク、ペーパータオル、アルコール消毒などを活用する
- ◆ 爪は短く切り、清潔にする
子どもだけでなく、職員も行う
- ◆ 感染症に気をつけましょう
風邪やインフルエンザ、ノロウイルスだけでなく、水虫等も注意する
- ◆ 調理器具は清潔を保ちましょう
おやつ作りの機会もあることから、布きんやまな板などは殺菌して清潔に保つ
- ◆ 食品の管理に気をつけましょう
作り置きは避け、調理してからあまり時間をあけずに食べるようにする

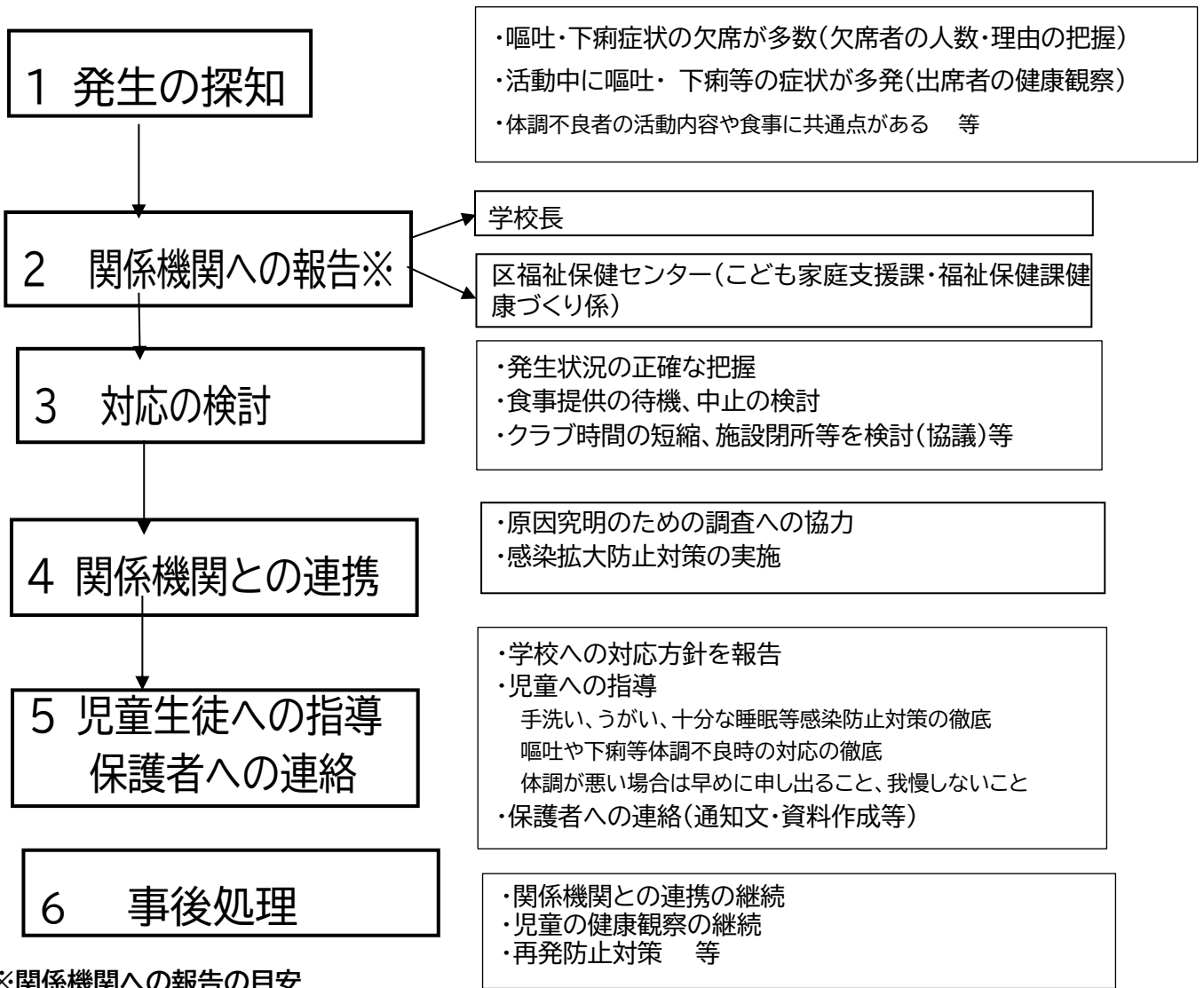
2 感染症(食中毒等)が発生した場合の対応について

万が一、キッズクラブの活動において、感染性胃腸炎や食中毒等の感染症の発生が疑われる事態が発生したときは、状況を把握し、学校、各区子ども家庭支援課及び福祉保健課(夜間・休日にあつては、子ども青少年局放課後児童育成課及び区福祉保健センター宿直担当)に連絡します。

食事の提供の中止やクラブの閉所等の対応については、区と協議のうえ、決定し、決定した対応方針については、速やかに学校や保護者に連絡します。

また、区から、原因調査の協力依頼等があった場合には、それに従い行動をします。

感染性胃腸炎及び食中毒発生時等の対応についてのフロー図



※関係機関への報告の目安

- ① 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる者が、10名以上発生した場合や全利用者の2割以上発生した場合
※上記②の発生人数・割合は、一時期に発生した同一の感染症の累計(その日に発生した人数ではありません)。
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に運営主体が報告を必要と認めた場合

感染症発生時の関係機関の連絡先

時間帯	連絡先部署	電話番号
平日日中(8:45~17:15)	旭区こども家庭支援課	045 - 954- 6019
平日夜間(17:15~19:00) 土曜・日曜・祝日	こども青少年局 放課後児童育成課	080 - 5944 - 4864

VI 「感染症」に係る業務継続計画(BCP)について

1 業務継続計画(BCP)における「感染症」とは

感染症の中には、新型コロナウイルス感染症のほかインフルエンザ等の通常の感染症も含まれます。しかし、業務継続計画(BCP)を策定する趣旨は、その発生、蔓延によって業務継続が危ぶまれるような感染症に備えることであり、児童福祉施設等の業務継続が困難となったのは新型コロナウイルス感染症が初であったことから、業務継続計画(BCP)における感染症の記載は、新型コロナウイルス感染症(5類感染症移行前)を念頭においたものとします。

2 事前の対策

- (1)感染症発生時に優先的に実施する業務
 (ア)生命維持のための業務(医療的配慮等)
 (イ)感染症の予防

(2)事前に検討すること

検討事項	記入欄
① 備蓄品の確保	・医薬品 ・アルコール消毒液 ・マスク ・塩素系漂白剤 ・検査キット 保管場所キッズルーム
② 感染者等発生時のゾーニングの検討	・静養ルーム、または図書室
③職員の体調管理	・出勤前に検温、風邪症状の有無の確認を行う。
④職員が感染した場合の人員確保	・職員が不足した場合、クラブ内のシフトで調整を行う。

3 感染者発生時の対応

実施すること		感染者
初期対応	連絡する関係先	・クラブ内の情報共有・報告 ・医療機関へ連絡・相談
	該当する職員	・休養・療養
利用する児童	クラブ利用時間外に発覚	・利用休止
	クラブ利用中に発覚	・一時待機 ⇒ 帰宅 ・保護者に該当児童のお迎えを依頼
施設の対応	消毒清掃等	・該当者が利用した場所等の消毒・清掃を実施
	体調管理	・接触した可能性のある者の体調確認・記録をする。
	業務継続検討	・通常業務継続できるか検討し、通常業務の継続が困難になる前に業務継続計画(BCP)を発動

Ⅶ けが、病気への対応

1 安全確保

事故を完全に防ぐことは難しい面もありますが、運営する職員が、適宜、各活動場所を巡回するなど目が届くようにし、安全確保に十分留意します。

2 事故が起きた時の対応

- (1) 児童の状態を観察しながら状況把握に努めます。
- (2) 事故がおきた場合、軽度なけがについては、職員が応急手当を行います。
- (3) 首から上・腹部のけがについては、原則として医療機関で診察を受けます。
- (4) 下記の状況に応じて、区子ども家庭支援課への連絡や事故報告書の提出を行います。

<軽度のけがの場合>

- ① 状況の確認をします。
- ② 職員が応急処置を行います。
- ③ 保護者に連絡を取り、対応を相談します。
(キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける 等)
- ④ 当該児童宅へ連絡して経過を聞きます。

<重度のけがの場合>

- ① 状況の確認をします。
- ② 状況を見て救急車を呼びます。また、学校へ連絡します。
- ③ 救急車が到着するまでの間、保護者に連絡します。
- ④ 救急車が到着したら、職員が付き添って行きます。
- ⑤ 病院到着後、再び保護者及び区子ども家庭支援課に連絡します。
- ⑥ 保護者が来たら状況を報告します。



※保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して、臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつき次第、経過を説明します。

3 連絡について

(1) 事故発生時の連絡・報告書の提出

キッズクラブの活動中に、通院が必要となる児童の事故が発生した場合には、事故発生後速やかに保護者に連絡をします。

(2) 重大な事件・事故発生時の対応

日頃から活動場所の安全確保を行い、危険を防止する措置をとるとともに、事件、事故や災害等の発生時に迅速かつ的確な緊急対策をとれるようにします。

特に、重大な事件、事故等が発生した場合は、次の緊急連絡先へ速やかに電話で連絡をします。

【重大な事件・事故等に該当する事項】

生命にかかわる重篤なケガや交通事故、後遺障害が残る事案
児童が危険な状態となる事案(児童の行方不明(警察の捜索がある場合)、車両への置き去り等)
職員による児童への虐待、性的暴力事案(疑いも含む)
クラブ内への不審者の侵入
個人情報紛失・漏洩
火災等の災害
その他これらに相当する緊急性がある事案が発生したとき

4 保険制度について

(1)各運営主体が加入する保険制度

キッズクラブを利用している児童を被保険者とした、保険に加入します。

スポーツ安全保険補償内容

- 1 保険期間 令和6年4月1日から令和7年3月 31 日まで
- 2 補償内容
 - (1)傷害保険
 - ア 死亡 3,000万円
 - イ 後遺障害 4,500万円
 - ウ 入院 4,000円(1日目から/1日につき)
 - エ 通院 1,500円(1日目から/1日につき)
 - (2)賠償責任保険
 - ア 対人 1億円(1名につき)
 - イ 対物 5億円(1事故につき)
- 3 その他特記事項
 - (1)当該保険専用の事故対応窓口有
 - (2)補償の範囲として活動への往復中含む
 - (3)熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒による事故も保険の対象とする
 - (4)登録児童1名あたりの保険料800円は保護者負担とする

(2)キッズクラブ利用児童にかかるその他保険の種類

キッズクラブの利用児童にけがなどの事故が発生した場合は、上記(1)の保険以外に、次のA～Cの保険が適用される場合があります。必要に応じて、適用となる保険を確認して請求手続きに沿った対応を行います。

<その他保険とその制度(令和6年度)>

	A	B	C
保険の種類	施設賠償責任保険	安全教育振興会 見舞金	日本スポーツ振興センター災害共 済給付
加入者	横浜市	学校・PTA	教育委員会
保険料負担	横浜市	保護者	保護者・教育委員会
保険対象者	児童	児童	児童
対象となるもの	キッズ活動中の施設、設備の不備により児童に損害が生じた場合	キッズ活動中の事故 (私傷病は対象外) ※学校がない日のキッズ と自宅の往復途中の事故 (交通事故も可)は対象	1 帰宅途中の事故 (交通事故は不可) ※対象外※ ・学校がない日のキッズと自宅 の往復途中の事故 ・学校から一時帰宅してからの 参加後の帰宅途中の事故 ・キッズから自宅までの間に習 い事に寄る等、学校長が「通 常の経路」として認めていな い経路での事故 2 学校管理下の事故
対象給付内容	1 対人賠償 ■被害者1名につき 1億円 ■1回の事故につき 5億円 2 対物賠償 ■1回の事故につき 1千万円 上記の範囲内で損害 賠償金を支払う	■通院(3日以上) 1日1,000円 ■入院 1日1,200円 ■交通事故見舞金 一律3,000円 ■死亡 ①50万円 ②20万円 ③10万円 ※詳細は、 (財)横浜市安全教育振興 会Tel662-7835	■通院・入院 健康保険法による医療 費(5,000円以上の場合)の 4/10相当額 ※小児医療証を使用した場合は、 1/10相当額 ■障害(1級~14級) 88万円~4,000万円 ■死亡 ①3,000万円 ③ 1,500万円

5 具体的な対応

(1)救命処置の流れ・救命処置の手順



救命処置の手順 ①

1 安全を確認する

倒れている人を発見した場合には、近寄る前に周囲の安全を確認しましょう。



2 反応(意識)を確認する

「大丈夫ですか?」「もしもし」と声をかけながら、肩を軽くたたき、反応があるかを見ます。



3 大声で叫び応援を呼ぶ

「誰か来てください!人が倒れています!」などと、大声で叫んで助けを求めます。



4 119番通報をしてAEDを依頼する

協力者がいれば、119番通報とAEDの手配をします。協力者がいない場合は、まず自分で119番通報をしてください。また、すぐ近くにAEDがあることが分かっている場合は、AEDを取りに行きます。



5 呼吸をみる

傷病者のそばに座り、10秒以内で胸や腹部の上がり下がりを見て「普段通りの呼吸」をしているかどうかを確認します。「普段通りの呼吸」がある場合は様子を見ながら救急隊の到着を待ちます。



【参考】

突然の心停止直後には、「死戦期呼吸(しせんきこきゅう)」と呼ばれるしゃくりあげのような途切れ途切れの呼吸がみられることがあります。胸と腹部の動きが普段どおりでない場合は、心停止と判断し、ただちに、胸骨圧迫を行います。

6 胸骨圧迫を行う

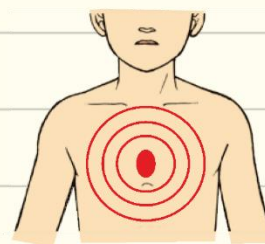
ただちに胸骨圧迫を行う

強く (成人は約5cm、小児は胸の厚さの約1/3)

速く (100~120回/分)

絶え間なく (中断を最小にする)

- ・人工呼吸ができる場合は30:2で胸骨圧迫に人工呼吸を加える。
- ・人工呼吸ができないか、ためられる場合は胸骨圧迫のみを行う。



- 1 平らなかたい場所に仰向けに寝かせ、その横に膝立ちになります。
- 2 胸の真ん中にある胸骨の下半分に両手の付け根を重ねます。
- 3 肘を伸ばし手の付け根に体重をかけ、傷病者の胸が約5cm沈むように強く、速く、絶え間なく圧迫します。

【傷病者が子どもの場合】

- ・小児の場合は、両手でも片手でもかまいません。
- ・乳児の場合は、胸の真ん中を、2本指(中指・薬指)でおします。
- ・圧迫の強さは、胸の厚さの約1/3程度です。



救命処置の手順 ②

7 人工呼吸を行う(省略可能)

胸骨圧迫を30回続けたら、気道確保をして、人工呼吸を2回行います。

(1) 気道確保

片手で傷病者の額をおさえながら、もう一方の手の人差し指と中指の2本を傷病者のあごの先端、骨のあるかたい部分にあてて頭を後ろにのけぞらせ、あご先を上げます。

このような動作によって傷病者ののどの奥を広げ、空気の通り道を確保する方法を「頭部後屈あご先挙上法」と呼びます。

(2) 人工呼吸

気道確保したまま、額に当てた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまみます。

傷病者の口を自分の口で覆い、1秒かけて吹き込み胸が軽く膨らむのを確認します。

これを2回行います。(成功失敗にかかわらず2回) 終わったらすぐに、胸骨圧迫を再開します。

乳児の場合は、口と鼻を同時に覆って息を吹き込みます。
感染防止用シートをもっていると役立ちます。



【人工呼吸】

胸骨圧迫と人工呼吸の繰り返し

- 30回の胸骨圧迫が終わったら、人工呼吸を2回行います。
- この胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ(30:2)を救急隊やAEDが到着するまで繰り返します。

【ほかに手伝ってくれる人がいる場合】

疲れてくると気づかないうちに圧迫が弱くなったり、テンポが遅くなったりするので、1~2分を目安に役割を交代します。



【胸骨圧迫と人工呼吸】



【手の組み方と圧迫位置】



【体の体重をのせ
傷病者と垂直な姿勢】



【圧迫・肘を伸ばした姿勢】



救命処置の手順 ③

8 AED(自動体外式除細動器)が到着したら

心肺蘇生を行っている途中で、AEDが届いたらすぐにAEDの準備を始めます。

AEDは、電源を入れると音声メッセージとランプで、実施すべきことを指示してくれますので、落ち着いて操作しましょう。

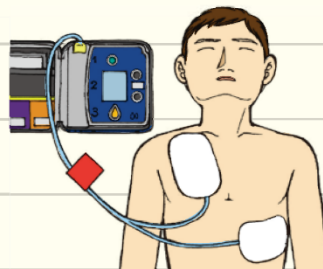
(1) 電源を入れる

AEDのふたをあけて、電源ボタンを押します。
(ふたをあけると自動的に電源が入る機種もあります。)



(2) 電極パッドを貼る

パッドを袋から取り出し、傷病者の胸部に直接電極パッドを貼ります。

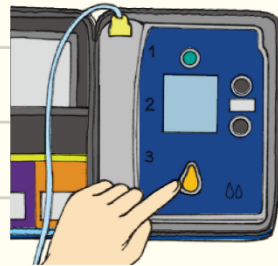


(3) 心電図の解析

パッドを貼ると、自動的に心電図の解析が始まります。

(4) 電気ショックと心肺蘇生の再開

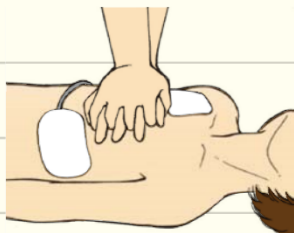
- ① 「電気ショックが必要です」とメッセージが流れたら
誰も傷病者に触れていないことを確認してショックボタンを押します。
電気ショックが終わったら、すぐに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開します。
- ② 「ショックは不要です」とメッセージが出たらただちに胸骨圧迫から
心肺蘇生を再開します。



(5) AEDの使用と心肺蘇生の継続

心肺蘇生を再開して2分ほど経ったら、再び、AEDが自動的に心電図の解析を行います。

音声メッセージに従って傷病者から手を離し、周りの人も傷病者から離れます。



【電極パッド使用上の注意事項】


- 電極パッド(成人用パッドと小児用パッド)
AEDには、成人用と小児用の2種類のパッドが入っている場合があります。
小学生以上の傷病者には、成人用の電極パッドを使用し、小児用は使用しないでください。
小学校に入るまでの小児(未就学児)には、小児用の電極パッドが入っていればこちらを使用します。
- 傷病者の胸が濡れている場合
タオル等で拭き取ってからパッドを貼ります。
- 心臓ペースメーカーや除細動器が植込まれている場合
電極パッドを貼る位置にペースメーカー等の出っ張りがある場合は、ペースメーカーを避けて電極パッドを貼りつけてください。



(2)救急車を要請すべき症状

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：小児(15歳未満)

**こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！
重大な病気やけがの可能性がります。**



顔

- くちびるの色が紫色で、呼吸が弱い

胸

- 激しい咳やゼーゼーして呼吸が苦しく、顔色が悪い

手足

- 手足が硬直している

頭

- 頭を痛がって、けいれんがある
- 頭を強くぶつけて、出血がとまらない、意識がない、けいれんがある

おなか

- 激しい下痢や嘔吐で水分が取れず食欲がなく意識がはっきりしない
- 激しいおなかの痛みで苦しがり、嘔吐が止まらない
- ウンチに血がまじった

意識の障害

- 意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)



じんましん

- 虫に刺されて、全身にじんましんが出て、顔色が悪くなった

生まれて3カ月未満の乳児

- 乳児の様子がおかしい



けいれん

- けいれんが止まらない
- けいれんが止まっても、意識がもどらない

やけど

- 痛みのひどいやけど
- 広範囲のやけど

飲み込み

- 変なものを飲み込んで、意識がない

事故

- 交通事故にあった(強い衝撃を受けた)
- 水におぼれている
- 高所から転落



◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

(3)判断に迷ったときの相談窓口

■ 救急相談センター



■ 救急受診ガイド



(4)子どもに多いけが・事故への対応・応急処置

軽いすり傷、切り傷、打撲以外は応急処置後に受診が必要です。できるだけ保護者と連絡を取って迎えを求め、医療機関の受診を勧めます。直ちに受診が必要な時は保護者の連絡を待たずに受診し、保護者に引き渡すまで責任をもって対応します。)

ア すり傷

患部を水道水で流し、傷口についている土や砂などを洗い流し、傷口を乾かさないうタイプのばんそうこうで傷を覆います。基本的に傷口の消毒は不要です。範囲や程度がひどい場合は受診を勧めます。

イ 切り傷

患部をガーゼで抑えて圧迫し、止血します。出血がひどい場合は患部を心臓より高い位置に持ち上げると出血が早く止まります。出血がおさまったら傷口が汚れている場合は流水で洗い流し、ばんそうこうを貼ります。菌が入ったまま傷口が閉じると感染症を引き起こす可能性があります。切り傷の場合は受診を勧めます。

ウ 刺し傷

浅いものであれば、刺さったものを抜き流水で洗い流した後、患部にガーゼを当てて止血をします。深い刺し傷の場合は(浅いか深いかわからない場合も)、無理に抜かずにただちに受診します。

エ 打撲

軽度の打撲はタオルなどで冷やします。打撲が広範囲にわたっていたり、腫れや痛みが強くなる場合は、内出血や骨折などの可能性もあるので早急に受診します。

オ 骨折

骨折しているかもしれないと思ったら、とにかく動かさずに患部を固定します。患部を締め付けている衣類を脱がせるか切り抜けるかして、患部を露出させ、皮膚に傷や出血がある場合はその手当を行います。患部を上下の関節をまたいで副木(段ボールや新聞紙などが使用可能)で固定します。

骨折かどうかの判断は非常に難しいので、骨折が疑われる場合はすべて骨折と考えて対処し、速やかに受診します。(骨折が疑われる症状:痛がって激しく泣く、皮膚がひどく腫れる、皮下出血がある、腕や足を動かさない、腕や足の向きがおかしいなど)

カ ねんざ

ねんざは関節の靭帯が伸びている状態から完全に断裂している状態まで、その程度はさまざまで、骨折との区別も難しいです。判断に迷う場合は骨折として扱います。応急処置法は骨折と同様です。

キ やけど

やけどが大人の手のひらより大きい広範囲のもの、Ⅱ度以上のやけど、顔面のやけど等は直ちに受診します。

水道水を流し続けて患部の周囲を15分以上冷やします。服を脱がせにくいときは服の上から冷水をかけます。水ぶくれができたなら破れないようにして清潔を保ちます。顔や頭の場合はシャワーや氷水で冷やしたタオルなどを利用します。

I度:皮膚が赤くなる程度 Ⅱ度:水ぶくれができる Ⅲ度:皮膚が黒く焦げたり白くなったりする)
--

ク おなかや胸を強く打った時

こどもが強くお腹や胸を打った時は内臓破裂やろっ骨骨折の危険もありますので、意識障害、ぐったりしている、腹痛、息苦しさ、おう吐などの症状がみられたらすぐに受診します。

ケ 頭を強く打った時

頭のこぶは皮下出血です。冷たいタオルなどを当て安静にします。

頭の皮膚で出血しているときには傷口を洗浄し、ガーゼなどで強く圧迫し止血します。

意識障害・ぼんやりしている・頭を打った時のことをよく覚えていない・物が二重に見える・よく見えない・頭痛・吐き気・瞳の大きさや手足の動きの異常、しびれ、耳や鼻からの出血、なんとなく様子がおかしいなどの場合は受診します。

コ 口の中のけが、歯が折れた時

うがいをさせてしばらくガーゼなどで圧迫すると、口の中の出血は止められることが多いですが、傷が大きな場合は受診します。歯が折れた場合、抜けた場合は、歯がぐらぐらしたりするときは急いで歯科を受診します。

サ 鼻血

上体を起こして椅子や床に座り、顔をやや下に向け、血液がのどに流れ込まないようにします。小鼻を指でつまみ、5-10分ほど圧迫止血をします。

シ 眼のけが

眼に砂などが入ったら、すぐに水道水で洗います。また眼の周辺の打撲で、腫れや出血がある場合は、水で濡らした清潔なガーゼを当てて冷やします。強く圧迫はしません。本人が痛みや見えづらさを訴えなくても、眼球に傷がついている場合があるので、目をこすらせないようにして、受診させます。(特に先端のとがったものやガラス類の破片などが周辺に落ちていた場合は、破片が目に入っていたり、傷が深かったりすることも考えられます。)

ス 誤えん・誤飲

医薬品・洗剤・殺虫剤・タバコ・ボタン電池の誤飲の場合や胸やお腹を痛がっている、意識障害、けいれん、顔色が悪い、頻回のおう吐、咳こみ、呼吸がおかしい、等の症状があるときは直ちに受診します。

もしもの
ときの

応急手当 のどに物が詰まったとき

のどに詰まったものが取り除けないときは、背中を叩いたり胸を圧迫するなどして、とにかく吐き出させます。

① 反応ある乳児に対して、背中を強くたたく方法（背部叩打法）

- ・乳児をうつぶせにし、その腹側に腕を通す。
- ・指で乳児の下あごを支えて軽く突き出し、上半身がやや低くなるような姿勢にする。
- ・手の付け根で両側の肩甲骨の間を数回以上強くたたく。

（乳児）



（小児）



② 反応ある乳児に対して、胸骨を圧迫する方法（胸部突き上げ法）

- ・背部叩打法で除去できなければ、あおむけにし、胸骨圧迫の要領（16ページ参照）で、数回連続して圧迫する。



（乳児）背部叩打法と胸部突き上げ法を異物が取れるか、反応がなくなるまで繰り返す。

（小児）まず背部叩打法を試みて、効果がなければ腹部突き上げ法*を異物が取れるか、反応がなくなるまで繰り返す。

※ 背後から両腕を回し、上腹部を斜め上方に圧迫する方法です。

○反応がなくなった場合は、ただちに心肺そ生（16ページ参照）を開始してください。

出典：東京消防庁ホームページ「STOP！子どもの事故シリーズ」

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/stop/index.html>

セ 熱中症

高温多湿環境にともなう全身倦怠、脱力、めまい、頭痛、吐き気、筋けいれん、立ちくらみ、意識障害などの症状がみられる状態の時は、まずは冷房が効いている室内等へ避難させ、楽な体位にし、衣服を脱がせます。意識があり吐き気がなければスポーツ飲料、薄い食塩水などを飲ませます。

うちわであおいだり、氷嚢などを、頸部、腋の下、足の付け根などにあてて、太い血管を冷やします。意識がない、水分が補給できない、症状が改善しない、全身のけいれんがあるなどの場合は直ちに救急搬送します。

(5) 感染性胃腸炎(ノロウイルス)

ノロウイルスは、あらゆる年齢の人に急性胃腸炎を起こし、ウイルス量が100個以下の極少量でも感染するほど、感染力の強いウイルスです。一年を通じて発生しますが、特に冬場に流行します。

ノロウイルスに感染すると、概ね1～2日の潜伏期間の後、下痢、おう吐、発熱などの症状が見られます。通常発症から1～2日で回復しますが、抵抗力が弱い乳幼児や高齢者では、重症化したり、おう吐物を気管に詰まらせたりすることもあるので注意が必要です。また、感染しても発症しない場合もあるため、普段から感染症予防に努めます。

ア 感染ルート

ノロウイルスは、口から入ることで感染します。感染には大きく分けて次の3つのルートがあり、特に、感染症ルートによる二次感染が多く発生しています。

感染症ルート	感染者のおう吐物等を処理する際などに、手指にノロウイルスが付いて、手指を介して口に入り感染する場合、あるいは乾燥して浮遊したノロウイルスを吸い込んで感染する場合
食中毒ルート (ヒト由来)	感染者が調理時に食べ物にノロウイルスを付け、その食べ物を食べて別の人が感染する場合
食中毒ルート (原材料由来)	ノロウイルスを蓄積した二枚貝などを、生または十分加熱せずに食べて感染する場合

イ 予防対策

◆加熱(食品)

- ・中心部が85～90℃で90秒間以上の加熱をする。

◆手洗い

- ・調理の前や、トイレの後、汚物処理の後などには、石けんと流水で十分によく洗う。
- ・清潔なタオル又はペーパータオルで拭き、タオルの共用はしない。



◆塩素系消毒剤による消毒

ノロウイルスの消毒には、必ず塩素系消毒剤(成分:次亜塩素酸ナトリウム)を使用する(アルコールは十分な消毒効果がない場合もあります)。作業には使い捨てガウン、マスク、手袋、ペーパータオル等を用い、作業後は汚物や使用した使い捨て品を密閉して処分します。

- ・トイレのドアノブや調理器具等の消毒は、濃度 0.02%(200ppm)の液を使用して、浸すように拭き取る。
- ・嘔吐物等で汚れた床などの消毒は、さらに高濃度の 0.1%(1000ppm)の液を使用して、浸すように拭き取る。
- ・色落ちする衣類など塩素系漂白剤が使用できない物の場合は、良く下洗いした後に、高温(85℃1分以上。例えば、熱湯やスチームアイロンを使用する。)で消毒する。下洗いをした洗面所などにはノロウイルスが残っているので、きちんと消毒する。

◆感染を防ぐ

既に感染した人が食事の調理などをすると、食べ物にノロウイルスを付け、それを食べた人が感染する可能性がありますので注意が必要です。

日頃から、自らの健康状態を把握し、下痢や嘔おう吐等の症状がある場合は、責任者等にその旨をきちんと伝え、直接食品を取り扱う作業は控えます。また、生活環境においてノロウイルスに感染しないよう自覚を持つことも重要です。

【参考URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/kenko-iryō/yobosesshu/kansensho/virus.html>

横浜市トップページ>健康・医療・福祉 >健康・医療>予防接種・感染症>感染症>感染性胃腸炎(ノロウイルスなど)について

おう吐物の処理・消毒方法



- 【事前に準備しておくもの】
- ・塩素系消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム)
 - ・使い捨てマスク、手袋、エプロン
 - ・ビニール袋
 - ・ペーパータオル、新聞紙など
 - ・消毒薬を薄める容器(ペットボトル、バケツなど)
 - ・手洗い用石けん



※手袋は二重で着用

①おう吐が起これば、まずは換気する



②消毒薬を作る

5%塩素系消毒薬を50倍に薄めると0.1%(1000ppm)の消毒薬になります。
※詳しくは裏面参照



※消毒薬を薄める容器は事前に消毒薬と水を入れるところまでの印や薄める目安を記載しておきましょう。

③消毒薬を浸した新聞紙などをおう吐物に被せる



④おう吐物を広げないように中心に向かって拭き取る



⑤拭き取ったおう吐物を二重にしたビニール袋に捨てる



⑥消毒薬を浸した新聞紙などをおう吐物から2m以上の範囲に被せる



※おう吐物は2m以上飛んでいる場合があるので広い範囲を消毒します。

⑦消毒薬を浸したペーパータオルなどで2mの範囲を消毒する



※汚染を広げないため、奥から手前へ一方向に拭きます。

⑧消毒薬を浸した新聞紙などで靴底を消毒する



※汚染域から出るときは毎回靴底を消毒しましょう。

⑨ビニール袋に消毒薬を入れる



⑩ビニール袋の口を縛り密閉し、廃棄する



⑪外側を内側にして手袋を外す



⑫作業終了後は手洗いをする



・汚物を取り除いた後、汚染したと考えられる場所は0.1%消毒薬で消毒しましょう。
・周囲の壁、患者が触れるところ(手すり、ドアノブ、スイッチ、トイレ、レバー、手洗いの水栓など)は0.02%消毒薬で消毒しましょう。

塩素系消毒薬(希釈液)の作り方

		希釈液濃度			
		0.02%(200ppm)		0.1%(1000ppm)	
		希釈方法		希釈方法	
原液濃度	1%	50倍	水1L+原液20mL	10倍	水1L+原液110mL
	5%	250倍	水1L+原液4mL	50倍	水1L+原液20mL
	6%	300倍	水1L+原液3.3mL	60倍	水1L+原液17mL
使用場所		器具等のつけ置き、ドアノブ、手すり等		便や吐物が付着した床やおむつ等	

※市販の塩素系消毒剤は5~6%が多い

塩素系消毒薬(希釈液)は簡単に作れます！

【参考例】

濃度6%の原液と1.5L(1500mL)のペットボトルを使用して消毒薬を作る場合

●0.02%(200ppm)を作る目安

→ペットボトルキャップ1杯の原液(約5mL)をペットボトルに入れ、水を加えて1.5L(1500mL)にする。

●0.1%(1000ppm)を作る目安

→ペットボトルキャップ5杯の原液(約25mL)をペットボトルに入れ、水を加えて1.5L(1500mL)にする。

※ペットボトルのキャップ1杯は約5mL

次亜塩素酸ナトリウムとは？

- ・塩素系漂白剤の成分です。
- ・消毒効果を保つため、原液は遮光のできる場所に保管してください。
- ・希釈した消毒薬は時間とともに消毒効果がなくなるので、作り置きはせず、消毒時にその都度作ってください。
- ・金属材質を腐食することがあるので、消毒後は速やかに水で洗うか拭き取ります。
- ・衣服やじゅうたん等に使用すると色落ちすることがあります。
- ・使用する時は十分な換気をしましょう。酸性の洗浄等と混ぜると塩素ガスが出るがあるので併用しないでください。
- ・皮膚荒れを起こしてしまうため、手指などの消毒には使えません。
- ・容器に書いてある注意書きをよく読んで使用しましょう。

(6)インフルエンザ/新型コロナウイルス感染症等

ア 学級・学年閉鎖等の場合の活動について

インフルエンザの流行等で、学級・学年・学校閉鎖となった場合については、感染の拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童はクラブの利用・参加はできません。(学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。)

なお、学級閉鎖となった場合の放課後事業の対応については、放課後児童育成課と教育委員会事務局で調整を行い、学校からのお知らせの中に次のとおり放課後事業への対応を記載しています。

※ 閉鎖学級の児童は、体調不良の有無にかかわらず「放課後キッズクラブ」「放課後児童クラブ(学童)」「特別支援学校はまっ子ふれあいスクール」への参加はできません。

日々の活動では、うがい手洗いやマスクの着用を励行するとともに、急速な状況の変化があっても迅速に対応できるよう学校と綿密な連携を図り、感染拡大防止に積極的に取り組みます。

また、区こども家庭支援課及び区福祉保健課健康づくり係と適宜連携をとります。

イ 基本的な感染症対策

- ・感染を防ぐために流水と石けんで手洗いし、うがいを行う。
- ・洗っていない手で、目や鼻、口を触らないよう習慣づける。
- ・咳やくしゃみの症状がある方は、必ずマスクをする。

マスクを持っていない場合は、他の人から顔をそらし、ティッシュなどで口と鼻をおおうなどの咳エチケットを心がける。

- ・栄養と休養を十分にとり、免疫力を高める。

【参考】

■インフルエンザについて(国立感染症研究所感染症情報センター)

<URL> <https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/219-about-flu.html>

■新型コロナウイルス感染症 最新情報(厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の”いま”に関する11の知識」)

<URL> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

インフルエンザの予防について

インフルエンザを予防する有効な方法としては、以下が挙げられます。
※新型コロナウイルス感染症についても同様の対応とします。

(1)外出後の手洗い等

流水・石鹸による手洗いは手指など体についたインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法であり、インフルエンザに限らず接触や飛沫感染などを感染経路とする感染症の対策の基本です。インフルエンザウイルスにはアルコール製剤による手指衛生も効果があります。

(2)適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適切な湿度(50~60%)を保つことも効果的です。

(3)十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日ごろから心がけるようにしてください。

(4)室内ではこまめに換気をする

季節を問わず十分な換気が重要です。

常時換気設備や換気扇を常時運転し、最小限の換気量を確保しましょう。

<窓開けによる換気のコツ>

窓開けによる換気は、対角線上にあるドアや窓を2か所開放すると効果的な換気ができます。また、窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置します。

■参考:厚生労働省ホームページ「令和5年度インフルエンザQ&A」

<URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuulenza/QA2023.html

(7)食物アレルギー

市が実施しているアレルギー疾患の児童への対応について研修会に積極的に参加して、正しい知識を身につけるよう心がけます。

【参考】

■アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル(教育委員会健康教育・食育課)

<URL>[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/kyusyoku/20111216110115.html)

[kyoiku/kyoiku/sesaku/kyusyoku/20111216110115.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/kyusyoku/20111216110115.html)

(横浜市トップページ>子育て>教育学校>教育教育に関する施策>取組学校給>

昼食>アレルギー疾患の幼児児童生徒対応マニュアル)

ア 保護者との確認

アレルギー疾患のある児童を正確に把握し、事故の未然防止を行うことを目的として、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」の写しを利用申込書に添付し、キッズクラブに提出していただきます。

当クラブでは、事故防止のため、アレルギー対応は基本的にはしていませんが、万一誤食が発生した場合の対応について予め保護者と確認しておきます(※)。

※【学校給食では提供されない食物に対するアレルギー疾患を持つ児童の対応について】

キッズクラブ利用にあたり、学校給食では提供されない食物を含めてすべての食物アレルギーについて記載されている学校生活管理指導表の提出を求め、事故防止のため、児童の状況を正確に把握します。

イ キッズクラブと保護者によるおやつ等提供内容の決定

キッズクラブと保護者によりおやつ等の提供内容を確認します。
キッズクラブ内でのアレルギー事故を防ぐため、利用にあたっては、事前に面談を実施します。
※原則はお持ち込みをお願いしています。

ウ アレルギー対応状況のキッズクラブ内での周知

職員全員が状況を把握することと、対応については誰が見てもわかるようにしておきます。
合わせて、アレルギー(アナフィラキシー)が発症した場合の緊急連絡体制や役割分担をあらかじめ決めておき、いつでも確認できるように、キッズクラブ内で掲出しておきます。

エ 誤食事故発生時等の対応

① 応急処置

口の中に食品が残っている場合は、吐き出させ、うがいをさせる。
(予め保護者に確認した誤食時の対応に従い、必要な対応をとる)

② 医療機関の受診の判断

主治医等医師の指示に基づき医療機関の受診の要否を判断する。
※1 アナフィラキシーショックの既往歴のある児童の場合は、直ちに救急車を手配します。
(予め保護者に搬送先を確認しておく)

※2 エピペン®を所持する児童については、必ず把握をし、有事の際の対応等については保護者と相談をしておきます。

エピペン®の取り扱いについて

エピペン®は、患者や保護者が注射するための自己注射器です。患者が注射できない時は、代わりにクラブや学校の職員が注射してもよいこととされています。

近年、エピペン®を所持する児童数が増えており、アナフィラキシー等さまざまなアレルギー症状を発症する児童への対応の機会も増えています。クラブにおいては、アレルギー疾患の児童に対し、細心の注意を払うことが求められています。

■アドレナリン自己注射薬 エピペン® <URL> <http://www.epipen.jp/>

③ 保護者への連絡(第1報)

事故発生及び児童の状況や対応等について連絡をします。

④ 区こども家庭支援課への連絡

事故発生及び児童の状況や対応等について、区こども家庭支援課へ連絡をします。

<連絡内容>

- (1) 区、学校名、電話番号、発信者の職・氏名
- (2) 発症児童名・年齢(学年)、発症時間(活動内容)、喫食時間、把握アレルギー、献立名、疑われる食品・原因、症状、エピペン・内服薬等の所持・使用 他の届け出児童の発症状況
- (3) 時系列での対応、保護者への連絡時間
- (4) 病院受診の有無
- (5) キッズクラブに提出されている書類(利用申込書、学校生活管理指導表の写し)
- (6) 保護者の食物アレルギー認識

④ 保護者への連絡(第2報)

医療機関を受診した場合はその結果を、キッズクラブで経過を観察した場合はその経過等を連絡します。また再発防止策等今後の対応について確認をします。

⑤ 事故再発防止対策の報告

事故が発生した場合は、今後の再発防止策について、区こども家庭支援課に報告書を提出し、確認をとります。

(8)光化学スモッグ

光化学スモッグとは、自動車の排気ガスや工場の煙などが、太陽光の紫外線と結びついて発生するスモッグのことで、4月から10月にかけて、日射(紫外線)が強く、気温が高く、風が弱いという気象条件が重なった日に多く発生します。

光化学スモッグによる健康被害を防止するため、神奈川県のホームページやテレホンサービス(050-5306-2687)横浜市の「防災情報Eメール」によるメール配信により、光化学スモッグの発生の有無などについて情報を得ます。

ア 健康被害の症状

- ・目の症状(目がチカチカする、目が痛い、涙が出る等)
- ・呼吸器の症状(喉が痛い、せきが出る、息苦しい等)
- ・その他の症状(吐き気、頭痛等)

※これらの症状の大部分は比較的軽症の一過性のものであり、被害の発生場所は屋外が多いです。

イ 光化学スモッグが発生したときの対応

光化学スモッグの健康被害者は、子どもたちに多いのが特徴です。子どもたちの健康被害を未然に防ぐため、次のことを実行します。

- ・体の調子が悪い子どもは屋内で休ませる
- ・屋外での過激な運動はなるべく避ける
- ・なるべく、窓を閉める

ウ 健康被害が発生したときの対処方法

健康被害が発生した場合は、次の事項に留意して、速やかに適切な措置をとります。

- ・屋外での運動をすべて中止し、室内に避難する
- ・水で洗顔、うがいをする
- ・屋内ではなるべく窓を閉める
- ・手足のしびれ、呼吸困難、失神等の症状が発生した場合は、医師の手当を受ける
- ・眼疾患、呼吸器疾患、甲状腺機能亢進症、アレルギー体質等の子供は、特に健康被害を受けやすいといわれているので、異常を感じた場合は、医師の手当を受ける

エ 「注意報」「警報等」発表時の対応(学校の場合)

- ・注意報:運動(身体活動)を行う場合は、特に児童の状態を十分把握し、過激な運動を避け慎重に行う。
- ・警報、重大緊急時警報:屋外・屋内を問わず、一切の過激な運動(身体活動)を中止する。

オ 被害についての報告内容

実際に被害者が発生した場合は、次のような内容について記載しておきます。

- ①被害発生の日時
- ②被害発生場所
- ③被害を受けた人(氏名・学年・性別など)
- ④被害発生の状況及び症状(目・のどの刺激、めまい、しびれ、呼吸困難など)
- ⑤処置の状況

記載した内容は、みどり環境局環境管理課監視センターへ報告します。

■発令状況のお知らせ(神奈川県環境科学センター)

<URL> <https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/hatsurei/index.html>

(9)微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に浮遊している小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5 μ m以下の小さな粒子です。

大気中の濃度が高い日は屋外での活動を控えたり、換気や窓の開閉を必要最小限にしたりするなどの注意が必要です。

高濃度情報については神奈川県ホームページやテレホンサービス(050-5306-2686)等により、確認できます。

【参考】

■発令状況のお知らせ(神奈川県環境科学センター)

<URL> <https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/pm25/index.y.html>

(10)夏の暑さの対応について

近年、世界的な気候変動やヒートアイランド現象等の影響により、夏季における熱中症のリスクは年々高まっています。

ア 活動場所の確保

特に、夏休み期間中、子どもの人数が多くなり、キッズルーム内の気温が高くなってしまいうクラブにおいては、通常使用しているキッズルーム(専用ルーム・兼用ルーム)に加えて、体育館を利用させてもらい、涼しく過ごせる活動場所を確保することで、暑さ対策を推進します。

イ 猛暑時における利用

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなることから、環境省及び気象庁による「熱中症警戒アラート」が発令された場合等に、平日(※令和6年度より)及び夏季休業期間中のわくわく(区分1)の利用を制限することとしています。

(参考)

・環境省 熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

・気象庁 熱中症から身を守るために

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

「熱中症警戒アラート」について

・発表は1日2回、前の日の夕方17時と、その日の朝5時

・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表
※令和6年度の発表は4月24日開始。メール、LINEにより配信されます。

ウ その他の取組

上記の取組を実施することに加えて、各クラブでできる暑さ対策を紹介します。参考としてください。

(ア)エアコンの清掃等

エアコンの本体の清掃や室外機の冷却をこまめに行うことによって、エアコンの効きを向上させることができます。

(イ)遮光シート・遮熱フィルムの貼付

窓に遮光シートや遮熱フィルムを貼ることによって、暑さやまぶしさの緩和に効果があります。

(ウ)緑のカーテン

窓際でつる性の植物をカーテンのように育て、部屋に入る日光を遮ることや和らげることで室温の上昇を抑えることができます。

安全点検計画

(1) 運営・活動場所にかかる安全点検(専用区画以外についても定期的にも定期的にも使用する場合は実施を検討する)

月	4月	5月	6月	7月
重点点検箇所	・空調設備点検 ・通学路点検 ・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検
月	8月	9月	10月	10月
重点点検箇所	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検・通学路点検	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検
月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検	・施設・設備安全点検 ・防火管理者による消防点検

(2) マニュアル(指針)の策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
安全管理・危機管理マニュアル(指針)	2018年4月1日	2024年10月1日	・事務スペースで管理 ・ウェブページに掲載
☑おやつ・食事	2018年4月1日	2024年10月1日	同上
☑事業所外での活動	2018年4月1日	2024年10月1日	同上

児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全教育

	4～7月	8～11月	12～3月
1年生	・施設・設備や遊具の正しい使い方 ・通学路の安全な歩行の仕方(誘拐、不審者等の犯罪防止を含む)	・地震や火災などの災害発生時の安全な避難の仕方	・不審者侵入時の安全な避難の仕方
2・3年生	・事故の起こりやすい施設・設備や遊具の安全な使い方 ・通学路の安全な歩行の仕方(誘拐、不審者等の犯罪防止を含む)	・地震や火災などの災害発生時の安全な避難の仕方	・不審者侵入時の安全な避難の仕方とスタッフへの通報の仕方
4年生以上	・事故の起こりやすい施設・設備や遊具の安全な使い方、下級生へのフォロー ・通学路の安全な歩行の仕方(誘拐、不審者等の犯罪防止を含む)、通学路やスクールゾーンの意味、下級生へのフォロー	・地震や火災などの災害発生時の安全な避難の仕方と安全な避難場所の確認、下級生への促し	・不審者侵入時の安全な避難の仕方とスタッフへの通報の仕方

避難確保計画

【施設名： 左近山小学校 放課後キッズクラブ】

令和 6 年 4 月 1 日 作成

様式編 目 次

1 計画の目的	1	} 様式 1
2 計画の報告	1	
3 計画の適用範囲	1	
施設周辺の避難経路図	2	別紙 1
施設内の避難経路図	3	別紙 2
4 防災体制	4	様式 2
5 情報収集・伝達 5		様式 3
6 避難誘導	6	様式 4
7 避難の確保を図るための施設の整備	7	} 様式 5
8 防災教育及び訓練の実施	7	
9 防災教育及び訓練の年間計画 8		様式 7
10 施設利用者緊急連絡先一覧表 9		様式 8
11 緊急連絡網 10		様式 9
12 外部機関等への緊急連絡先一覧表 10	10	様式 10

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項
土砂災害防止法第8条の2
洪水時等
土砂災害が発生し、又は土砂災害が発生するおそれのある場合
の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、

水防法第15条の3第2項
土砂災害防止法第8条の2第2項
に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

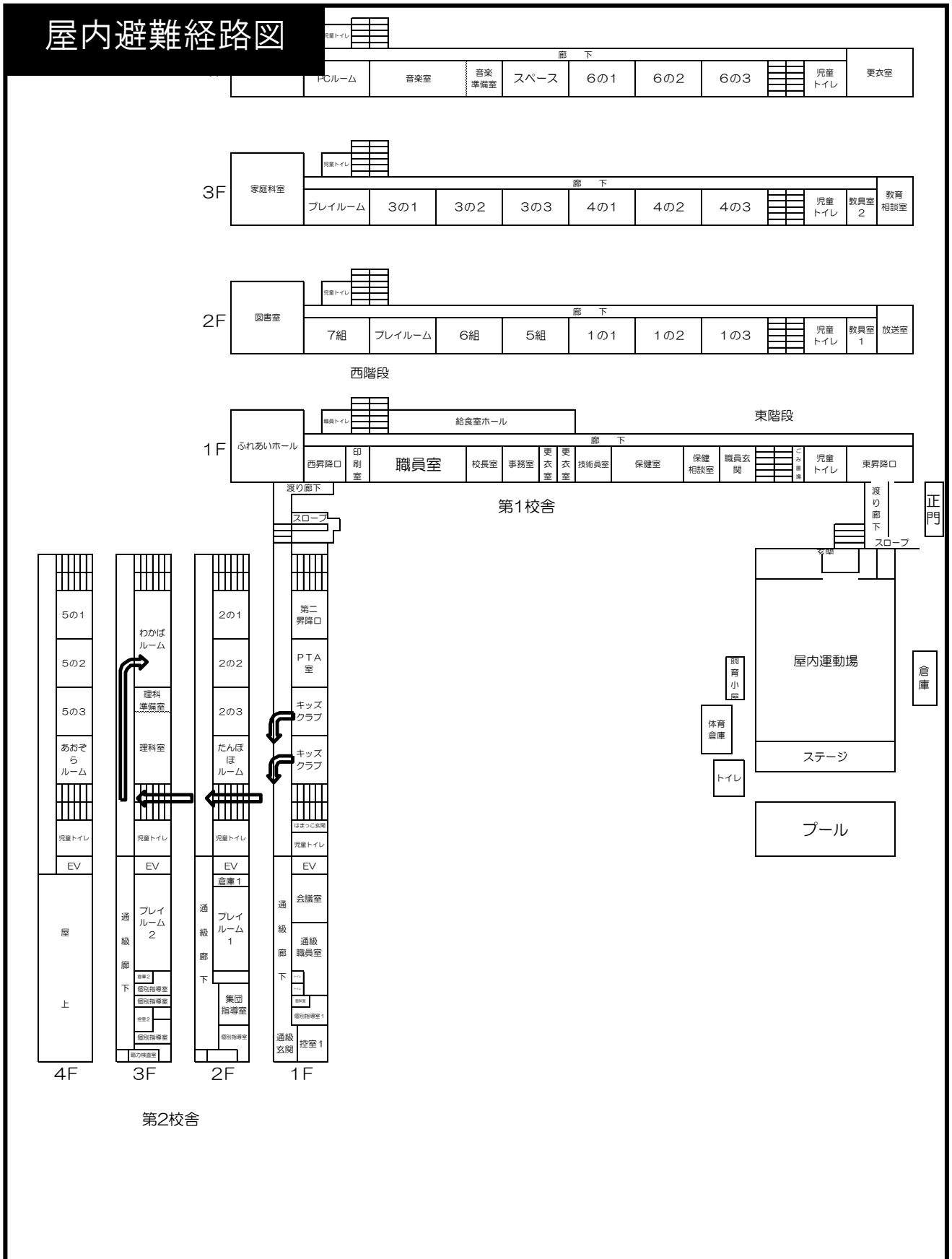
3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	昼間	休日	休日
200 名	22 名		
夜間	夜間	名	名
44 名	22 名		

【施設内の避難経路図】



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

	事柄	対応する班など	活動内容
注意体制	大雨注意報発表	情報集伝達要員	統括管理者から各班に連絡(連絡体制確立)
			気象情報の入手 ・テレビ・インターネット ・防災情報Eメール
警戒体制	大雨洪水警報発表 (横浜市からの情報提供有)	情報収集伝達要員	・利用者などへの管内放送 ・入院(所)者家族などへの連絡
			気象情報の入手 ・周辺住民への協力依頼 ・降雨の様子や浸水の状況などを監視
		避難誘導要員	・資機材の準備・避難経路の確認
非常体制	大雨特別警報発表 浸水の危険が増してきた 又は避難準備高齢者等 避難開始、避難勧告、指 示の発令 (横浜市からの情報提供有)	情報収集伝達要員	館内放送等(利用者などに発令内容等を伝達)
			避難に関する指示を伝達
		避難誘導要員	利用者を避難先に避難誘導
	・避難状況の把握・避難もれ等の確認		
	施設への著しい浸水など	情報収集伝達要員	消防署などの公的機関に応援を要請

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにより情報を収集する ・横浜市防災情報 E メールに登録して情報を収集する。 ・テレビ・ラジオ等から情報を収集する。 ・地上部の状況を目視で確認する。
洪水予報・河川水位	
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	

(2) 情報伝達

ア「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ 緊急連絡網については様式8、9、10 に定める。

(3) 区役所からの情報伝達

区役所からの気象情報等については、以下の施設登録先に伝達される。

(施設のFAX番号、電子メールアドレスで区に登録したものを記載する。)

登録先	FAX 番号	045-352-6311
	電子メールアドレス	sakonnyamakids@gmail.com

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

- (1) 避難場所
- (2) 避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1及び別紙2」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

周辺の^{浸水}土砂災害の状況や利用者の健康状態等により屋内運動場への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設の3階へ避難する。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	屋内運動場	(100)m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両()台
屋内安全確保	本施設 3 階		

(4) 避難誘導方法

ア 以下の事項について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。

(ア) 施設への^{浸水}土砂災害の危険に関すること。

(イ) 避難を開始すること。

(ウ) 誘導員の指示に従うこと。

(エ) エレベーター等は使用しないこと。

イ 避難場所(屋内運動場)までの順路、道路状況について説明する。

ウ 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

エ 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

オ 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できよう誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

カ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

キ 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿(従業員、施設利用者) <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input checked="" type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水(1人あたり_ℓ) <input type="checkbox"/> 食料(1人あたり_食分) <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ()

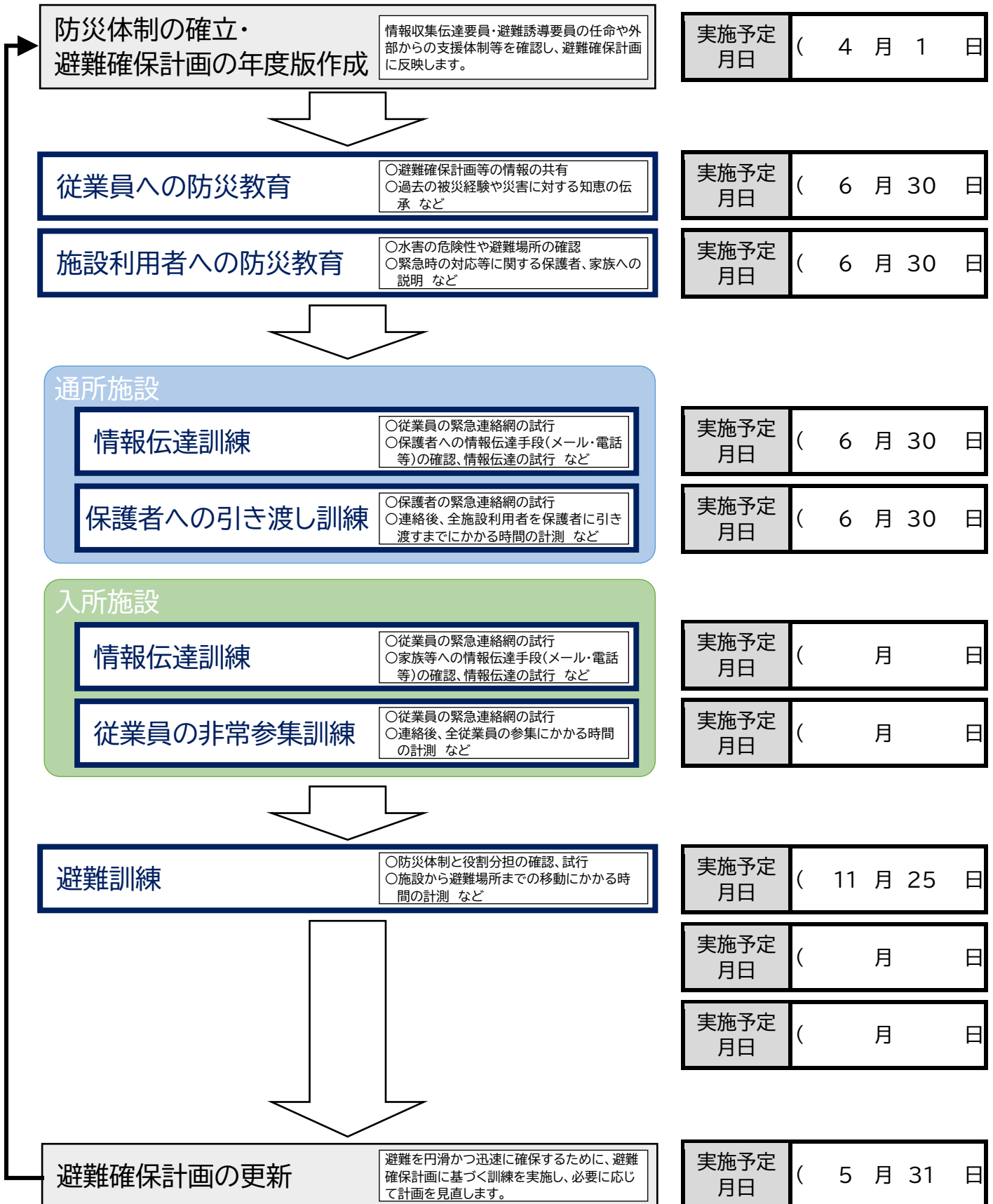
浸水を防ぐための対策

<input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他()
--

8 防災教育及び訓練の実施

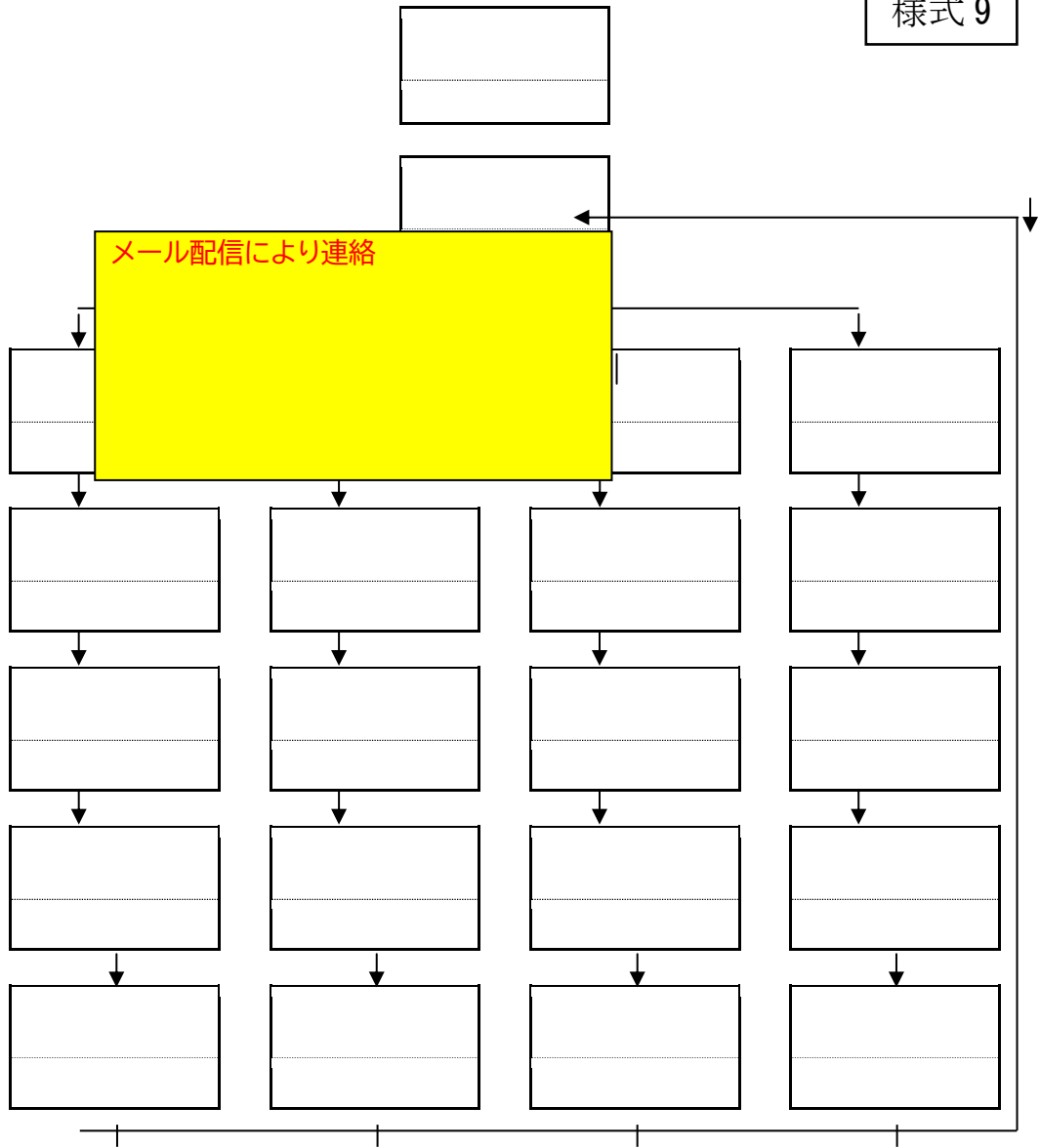
- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

9 防災教育及び訓練の年間計画



11 緊急連絡網

様式 9



12 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
消防署			045-951-0119		
警察署			045-361-0110		
区役所	こども家庭支援課		045-954-6019		
土木事務所					
近隣施設					